

令和元年6月11日

令和元年第2回岬町議会定例会

第1日会議録

令和元年第2回（6月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和元年6月11日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり11名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 1名

欠 員 0名

傍 聴 6名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監	竹下 雅樹	
副 町 長 中口 守可	教育次長兼指導課長	澤 憲一	
副 町 長 松岡 裕二	会計管理者	福井 智淑	
教 育 長 笠間 光弘	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼財政推進担当課長	川端 慎也	総務部理事 兼財政改革部理事	栗山 茂雄
総 務 部 長 西 啓介	総務部理事兼 企画地方創生課長	寺田 武司	
財政改革部長 相馬 進祐	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆	
しあわせ創造部長 松井 清幸	しあわせ創造部 理事兼住民課長	今坂 嘉文	
都市整備部長 家永 淳	都市整備部理事 兼産業観光促進課長	吉田 一誠	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木 真澄

議会事務局主査 池田 雄哉

○会 期

令和元年6月11日から27日（17日）

○会議録署名議員

3番 道工 晴久

4番 中原 晶

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	一般質問

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年第2回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分でございます。

本日の出席議員は11名です。欠席議員は1名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

3番道工晴久君、4番中原 晶君、以上の2名の方をお願いします。

○奥野 学議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月11日から6月27日までの17日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月11日から6月27日までの17日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会にあたりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和元年第2回定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨の季節となり、蒸し暑い日々が続く中、本日、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

初めに、本定例会では、この後の諸般の報告におきまして、反保多喜男議員が、長年、地方自治行政に従事した功績が認められ受賞された大阪府知事表彰が伝達されます。まことにおめでとうございます。

反保議員の長年のご功績に敬意を表しますとともに、今後も本町の発展に引き続きご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本年度におきましても、平成22年度から実施し、今年度で10回目となったタウンミーティングを5月中旬から町内15カ所で実施し、400名を超える住民の皆様にご参加をいただきました。

議員の皆様におかれましても、連日のご参加、ご協力を賜り誠にありがとうございました。

今回のタウンミーティングでも、多くの参加者から、町の施策等に関するさまざまなご意見、ご要望などをいただき、住民の皆様と意見交換することができました。

住民の皆様からいただいた貴重な声を町政に反映すべく、今後も行政運営に全力を傾注してまいります。

さて、本定例会にご提案申し上げております議案につきましては、平成30年度岬町一般会計補正予算（第9次）など専決処分の承認について3件、令和元年度岬町一般会計補正予算（第2次）についてなど補正予算について3件、平成31年度町道海岸連絡線道路整備工事（その1）に係る工事請負契約の締結についてなど事件案件について3件、岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてなど条例の一部改正について2件、岬町教育委員会委員の任命に係る人事案件について1件、平成30年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告など報告について2件、以上、議案12件、報告2件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○奥野 学議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○奥野 学議長 日程第3、諸般の報告を行います。

5月7日憲法記念日知事表彰式におきまして、反保多喜男君が大阪府知事から自治功労者表彰を受けましたので、伝達式を行います。

反保多喜男君は演台前にお越しく下さい。

(反保多喜男議員 演台前に移動)

○奥野 学議長 表彰状、反保多喜男様。

多年、地方自治の振興に尽力され、その功績は顕著でありますので表彰します。

令和元年5月3日 大阪府知事 吉村洋文。

おめでとうございます。

(拍手)

○奥野 学議長 続きまして、町長からの感謝状の贈呈がございます。

田代町長は演台前にお越しく下さい。

(田代町長 演台前に移動)

○田代町長 感謝状、岬町議会議員 反保多喜男殿。

あなたは多年にわたり岬町議会議員として地方自治の振興、発展に寄与、貢献されました。その功績はまことに顕著であり、ここに感謝の意を表します。

令和元年6月11日 大阪府泉南郡岬町長 田代 堯。

おめでとうございます。

(拍手)

○奥野 学議長 ただいま、感謝状の贈呈が終わりました。

表彰状並びに感謝状を受けられた反保多喜男君より謝辞を述べたいとのことですので、これを許可します。

○反保多喜男議員 ただいま田代町長、奥野議長より表彰を受け取りました。誠にありがとうございます。

今回の表彰につきましては、私、一生に一度、そして大きな感銘を受けた次第でございます。もともとこの通知は前議長、そして前副議長より昨年の暑い8月ごろにお話がありました。来年、知事賞が行われるので反保さん推薦するよという、そういう言葉がありまして、それでは、よろしく願いますというのがきっかけでございました。

その後、まだそのときは健康な状態で、はしゃいでおりましたが、その年の12月末ごろから体調がおかしくなりまして、12月、1月、2月、3月の間に、私、45日間の入院をいたしました。もう頭には、そういう知事賞の頭は全然なくて、辛い、そして苦しい目に遭っておりました。ところが、多くの方々から激励、そして、ご支援の言葉がありまして、今ここに出させてもらっております。

何分にも、つらい日々があったのですが、それを超えて5月に、田代町長を初め祝電、そして国会議員の先生方からお祝いのメッセージが家に届きました。大変な賞をいただいたというのが最初の印象でございました。

そして表彰式に臨んだわけですが、大変立派な会場で、すごいなと思いながら表彰の順番を待っておりまして、表彰式の順番で立ち上がった途端、今までの入院の苦しさやしんどさが突然目の前にあらわれてきました。

そして、そのときには苦しさもありましたけど、最初の一番の思いは、ああ、生きていてよか

ったな、死なないでよかったなというのが第一の思いでありました。

ところが、瞬間的に涙がぼろぼろ出て、止まらないほど涙が出てまいりました。今まで涙なんていうのはなかなか出ないのですが、そのときに限って、皆さん、周りの方がびっくりするぐらいの涙が出てしまいました。

私、そういう男でございますが、奥野議長を初め、議員の先生方、そして田代町長を筆頭とした町の理事者の皆さん方、そして、今日傍聴席におられる住民の皆さん、何とぞ今後共、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、私の喜びの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

(拍手)

○奥野 学議長 表彰された反保議員におかれましては、多年にわたる議員活動、本当にご苦労さまでした。

今後ともよりよい岬町のためによりしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○奥野 学議長 日程第4、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。

初めに、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 大阪維新の会、竹原伸晃です。本日一般質問をさせていただきます。指名いただきました奥野議長、まずもってありがとうございます。

令和になって初めての定例会でございます。その定例会のトップを切らせていただくことを願っております、この場に立たせていただいたことをとても光栄に思います。

また、改選後、議会の議員の任期は4年でございます、それを終えて新たな布陣で臨むに当たり、これも初めての議会ということで、とても光栄に思っております。

議会議員というのは、住民から信託を受けて出てくるわけでございます、今回、改選では無投票ということにはなっておりますけれども、しっかりと住民の皆様の声を届ける、この仕事だけは議員としての職責をしっかりと果たしてまいりたいと思っております。

それと、先ほど反保議員、表彰を受けられた挨拶をお聞きしまして、私もとてもうれしくて、このように表彰されるぐらいにしっかりと頑張りたいなと思っております。誠におめでとうございます。

質問に入るにあたりまして、まず私の質問の前に、少し大阪の状況を述べておきたいかなと思っております。

3月定例会議会でも言ったのですが、大阪というエリアが全世界から注目されているエリアだと、地域だということで、この月末におきましてはG20、これは日本国の名だたる方々以外にも、全世界から首脳級が大阪に入られて大阪がとても賑やかになるだけではなく、大阪の魅力というものをしっかりと持ってかえっていただくのかな。

大阪は2025年の万博に向けて、これからも伸びていくエリアになっておりますが、この岬町も大阪の一員としてしっかりとついていっていただきたい、この一助を担わせていただいている岬町議会議員というところで、私はしっかりと私の職責を全うしたいと、こちらからも思っておる次第でございます。

それでは、一般質問の内容に入っていきます。

通告では、大きく2点通告させていただいております。1点目、庁舎整備の考え方についてということで、現在、岬町のこの庁舎、もう建て替えて50年以上たたれる中、私の歳より上の古い建物でございますが、これをいかに安全なものにしていくかという議論は、今までもずっとされてきました。

当初はもう50年たったら使えなくなるのだというところから、急に60年まで何とかオーケーだというような通達が来たりとか、そんな中でも耐震の診断もされ、結果はやはり予想どおり危険な建物だと診断されておられます。

そこで、今回の庁舎整備について、国からの補助金相当の目星があるとのことで庁舎建設について急に議論がばたばたと前に進んだ感がございます。

そこで、まず一番最初の質問で、庁舎建設が庁舎の整備が必要な背景というのをもう一度おさらいさせていただいて、そして、あわせまして町の考え方、町政に関する考え方というのは、やはりある程度お持ちだと思っております。やはり、考え方を皆さんに示して、その意見を募る。その一番最初の入り口論で考え方というのはどのように立てられているのか、それを披瀝していただきたいな、このように思います。よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の庁舎整備が必要な背景ということでございますが、これまでの議会の中でも説明をさせていただいておりますが、岬町の役場の庁舎につきましては、建築から50年以上が経過しており、国が定める耐震性能を有していないこと、施設や設備が老朽化していること、公共施設として必要なバリアフリーの対応が行われていないこと、南海トラフ地震の発生が懸念される中で市町村の庁舎には防災拠点としての役割が求められていることなどから、建て替えの検討

を進めることが妥当な方向性と考えておりますが、財政面の課題もあり、現時点で庁舎の建て替えを決定したものではありません。

2点目の、町の考え方ということでございますが、庁舎整備の考え方につきましては庁舎整備検討委員会の中で検討いただき、庁舎整備基本計画の策定を行い、行政としての考え方を整理し、お示しをさせていただきたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 総務部長から答弁をいただきました。

建て替えというのは、まず、この庁舎をそのまま使わないっていう意味であるのかな。そして、その内容については検討委員会等々でお示しさせてもらうといったことではございました。

議会でどれだけ議論するというのも、議会というのは議案を出されてそれを審議するという受け身的なところがございまして、そこに向かって意見をするという機会がなかなかないのかなと感じております。

そこで、自分なりの意見というのはしっかりとどこかで発信していかなければならないというのが私の立場であって、住民の皆さんの声をお届けさせていただきたいと思っております。住民の皆さんの声の一つ、何点かあるのですけども、一つずつ言っていきたいと思っております。

庁舎というのは役場の中で働いている方がたくさんいるのですけども、そもそも職員で百数十名、臨時職員も入れて200名ぐらいになるのかな。そういう方々が合同で働いておられますが、私的には各課の窓口が、教育委員会であれば教育委員会、福祉部でしたら福祉のほう、防災でしたら防災のほう、そして都市整備部でしたら都市整備のほう、これを行って、同じところでなくてもいいのではないかと考えております。

その案というのが、現在、地域にある小学校の児童数がとても減ってきている中、小学校を使って役場のかわりに分割してできないかという案でございます。

淡輪小学校においては、各学年2クラス、3クラスとかありますけども、深日小学校、多奈川小学校におきましては、各学年1クラスずつ、あの大きい小学校に1クラスずつですので、空いた教室というのを保育所等々でも使っていたいでいるのですけども、空いた教室というのはかなりあるのではないかと。

それとあわせて、小学校においては、もう全ての棟において耐震工事が進んでいる。それと、地域の拠点として使っていく中で、役場機能を分割して小学校に入れてはどうかという案で、改選前に、私、チラシをつくって、住民の皆さんにお聞きをしました。

いろいろなご意見をいただいているのですけども、現実的な話かなということで、大多数の人

は聞く耳を持っていただいて、その案もきちんと検討してもらえよという後ろを押していただいております。

そんな中、一つ確認しておきたいことがございます。

先ほどの小学校の話なのですけども、小学生時代の人数がもう激減しているのですよね。平成30年においては、3小学校の1年から6年までの合計の児童数が575人。平成に入ってからずっと減り続けて、平成元年と比べると63%減りまして、ずっと教室が空いてきているという中で、一回確認なのですが、小学校を役場として使うために、統合して中学校の空き部屋に入れまして、小学校全て役所として使えないかという、そういう提案なのですけど、そういうことが可能なかどうか、町の考え方はどうなっているのかどうか、そこを一回、この機会に聞かせていただきたいと思っております。答弁をお願いします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 小学校の統廃合についてお答えさせていただきます。

教育委員会としましては、地域の子どもは地域で育てるという町の基本的な考え方のもと、地域の特色や小規模校のメリットを生かし、地域とともにある学校づくりの推進に取り組んでいるところであります。

小学校が統廃合され、小学校がなくなる地域から子育て世代の転出はあっても転入は期待できず、それに伴う地域の人口減少は避けられず、学校がなくなれば地域は衰退すると考えております。

したがいまして、各地域に小学校を存続させることを基本としており、今のところ統合については考えていないところであります。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 教育次長から小学校の話をお聞きしました。

この答弁というのは、田代町長が町長になられて以後、同じ答弁でございまして、10年町長されておりますので、その10年間同じ方針で来られていると思うのですけども、やはり、どこかで方針というのを見直さなければならぬ時期が来るのではないかと。

出生数等々をやはり見ていると、平成30年においては平成30年1年間で岬町で生まれた子というのが50名を切っておるというデータもございます。

この子たちが小学校に来たときに、小学校1年生が全町で50人ですから、考えられないような状況になってくるのですよね。

やはり、少人数ならばこそそのメリットもありますが、デメリットのほうが多くなっている

のではないかと思いますので、その辺、また違う機会に教育のときの一般質問もごさいますので、そのときにしっかりとさせていただこうと思います。

今回、庁舎建設について、小学校を使えないかという提案でございました。学校として使っている、その横を役場というのはかなり難しいとは思いますが、できたら、今、私が言ったところの検討会みたいなのを立ち上げていただきたいと、住民の声もそういう声をよく聞きます。小学校クラス替えがないからしんどいところもあるというところもお聞きしますから、いろいろ検討していただければと思います。

庁舎建設にあたりまして、流れとしたら、新しいのを建てようかという流れが役場の中でも、議会の中でもそういうようになっているのですが、この、まず予算規模、今までの議論の中で、役場を建て替えるのに積んでいる基金というのはないのだといった中で、基金がない中でやる事業の予算規模、借金をするならば、それをどのように考えているのかをお聞きしたい。これは総務部長から答弁をお願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

庁舎整備には多額の事業費が必要となってまいります。この庁舎整備を行うにあたっては、国の支援を受けることによって町の財政負担を軽減しなければ事業化のほうは難しいと考えております。

現在、国の財政支援制度であります市町村役場緊急保全事業の適用を受けるためには、2020年度中に実施設計に着手することが条件となってまいります。

庁舎整備を進めるとなれば、これに間に合うように作業を進める必要があり、議会の審議をいただき、今年度予算で基本計画の策定に係る関連予算を計上させていただいたものでございます。

ただ、国の財政支援を受けたとしても、多額の財政負担が必要となってまいりますので、国の財政支援を受けるために無理をしてでも事業を進めるという考えではございません。

事業化に向けましては、財政状況を含め慎重に判断していく必要があると認識しております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 先ほどから国の財政支援とありますが、確認なのですが、財政支援の規模としましては、総事業費の何割とかいうのはありますでしょうか。あわせてお願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 市町村役場機能緊急保全事業につきましては、地方債の起債充当率の引き上げの措置になっておりまして、対象起債の、通常であれば75%が起債発行が可能になるのですが、こ

れの90%までの起債が引き上げられることとなります。

その起債の元利償還金の30%が基準財政需要額に算入されて、それが国からの補填を受けれるということになってまいりますので、全体の補助率でいきますと20%を切るぐらいかなという状態でございます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 そうしたら、もう1点、町長もおっしゃられていましたが、各所でタウンミーティングが行われ、その中の説明資料において庁舎の話があったと思います。

庁舎の建て替えについて、建て替えというか、建て替えるならば幾ら幾らという説明をされていたと思うのですが、その額というのはここで披露できますか、お願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在、庁内の検討委員会での試算でございますので正確な数字ではございませんが、庁舎を建て替えるとして、この庁舎を潰す費用全てを含めまして30億円から35億円程度ではないかと試算しております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 あくまで建て替えるとして現状の試算の額が30億円から35億円。国からの財政支援が3分の1から5分の1ぐらいということは、国から10億円いただいて、町の負担が25億円という感じになるのかな。

まず一点、国から助成金が出るからと、いろいろな優遇策が出るからとあって、国のお金をきっかけとして庁舎を考えるというのはいかがなものかという話です。

というのは、国も多大な借金を抱えております。誰がこのお金を返すのだ、国の分は国が払うから私たちには関係がないというのではなく、私たちは国民なので、いずれはそこにはね返ってくる。

また、実質的に町の負担がそれだけの多額にわたる、このお金を誰が返すのだということで、単純に25億円の借金を50年で返そうと。50年後、岬町がどうなっているのか、それは誰もわからないのかな。

そうではなく、10年後、20年後を見据えて考えると、岬町にそんな50年も、50年使える庁舎というのが果たして必要なかどうかという話にもなります。

実際問題、平成14年に岬町でも合併に向けてお話をいただき、岬町の住民の皆さんの半数以上が南泉州市というところに参加をしようということで、一度は合併にかじを切ったこともござ

います。

やはり、国の方針としては、自治体の再編というのは、常に目指しているところであると。私たち議会議員としても、このまま単独の町でいつまでおれるのか。いやいや、ここは大きな町にしっかりと再編して全体一丸となって進んでいくのだという議論もこれから起こってくる、現在進行形なところもあるのですが、これからしっかりと進んでいくのではないかという中で、30億円から35億円の庁舎というのはいかがなものかということでございます。

実際に、町の人口も2040年、今からいったら20年後、2040年には1万人を切ってくる。高齢化率が50%を超えてくる。この中で、果たして年間5,000万円の、単純計算で年間5,000万円の借金を返していけるのかという議論ですよ。

私としては、できるだけこういう大きい借金をするならば、しっかりと住民の声を聞いていただきたい。今度、建て替え委員会については、住民代表の方が手を挙げられて検討委員会に入られているとお聞きしておりますけども、最終そこで決めるのではなく、最終議会で決めるのではなく、最終的には住民投票なり、それにかわる選挙なりで住民の意見を聞いていただきたい。このように思っております。

実際2020年、令和2年度中に実施設計をまとめなければならないということでしたら、町長の任期はまだその先にありますから、特に選挙が行われるでもなく、ここで決まったことをそのまま庁舎整備に向かうのか。

そうではなく、岬町の行く末を大きく変えるところでございますから、こういう大きい事業を決定するには住民投票が必要だと思うのですが、そういう考えというのはないでしょうか。

ご答弁をお願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

先ほどからの30億円から35億円という費用のお話がありますが、これはあくまでも庁内の検討委員会での試算でございますので、確定したものではありません。当然、事業費は圧縮する必要がございますし、事業のやり方によっては、これをさらに小さくすることは可能であると考えております。

今回の事業を進めるにあたっての住民投票なり住民のご意見を聞くというご質問でございますが、地方公共団体も代表民主制を採用しておりますので、意思決定につきましては議会もしくは長が行うこととなってまいります。

現在、庁舎検討委員会で町長の諮問に基づきまして庁舎整備のあり方の調査検討を行い、答申

を行うことを予定しておりますが、事業の決定というのはあくまでも町長が提案する事案につきまして議会で審議いただき、決定いただくということとなっております。

この庁舎検討を進める中で、基本計画を策定していくわけですが、この基本計画の策定に当たりましては住民アンケート、パブリックコメントを実施いたしまして、住民の意見も十分お聞きしながら計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

また、今回のタウンミーティングにおきましても、町の政策課題として庁舎の現状、整備につきまして説明をさせていただき、ご意見を伺うように努めてまいったところでございます。

現時点では、住民投票の実施というものは検討しておりませんが、必要性につきましては議会においても十分に議論いただくことが必要であると考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま総務部長から答弁いただきまして、議会でも取り組めることがしっかりとあるのだなと感じました。

また、住民の皆さんの意見もしっかりとお聞きしていただけるという姿勢が見えましたので、そのやり方についてはいろいろあるとは思いますが、私的には、私の考えでは最終的に判断するのは住民投票が必要な案件ということはずっと求めていきたいと思っております。

これ、一つ庁舎を建て替えるという話が、整備するといった話が今までもあったのですが、急に前に進んだことによって、確かに1年半前の町長選挙においても、私たちの議会議員の選挙においても、そういうことがひとつも争点になっていないわけですね。

そこは岬町の行く末を見るところで一番大きな庁舎問題でございますので、しっかりと住民の声を聞けるようにしていただきたいと思っております。

この点に関して、町長、特にご意見ありませんでしょうか、ないですか。お願いできませんでしょうか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

庁舎建設については、ご承知のとおり老朽化して、既に耐震補強ができないという状況であるということはもうご承知だろうと思います。

しかし、だから今すぐに庁舎を建て替えるだけの財政力、つまり財源が十分な検討ができていないことは事実であります。

それと、おっしゃるように住民の皆さん方の意見、また議会の皆様方の意見、これは当たり前であって、十分聞く必要があるのかな、このように思っております。

私は、やはり学校統合の問題も出ておりましたけど、統合して1校を空き室にして庁舎に使ったらどうかと、これも案としては全然間違っていないのではないのかなと思います。

ただ、まちづくりの町の方針として考えていくには、町全体が衰退しない、そういったバランスのいいまちづくりをつくっていくということを第一に基本に置かないといけないのかな。

例えば、岬町の中心部が深日、淡輪であるとするなら、多奈川の例えば東畑西畑、淡輪の畑、そういったところについて、また孝子地区についてもそうなるのかなと思うのですが、その3地区において、孝子地区はまだまだまちのほうかなと思っておりますけども、そういう過疎化に近い現状が今起きている、そんなところも含めて考えると、やはり3校の学校は必要ではないのかな。学校があることによって地域が活性化する、また地域の皆さんが子どもたちを支えてくれる、また子どもたちもおじいちゃんおばあちゃんたちと和やかに生活ができる、そういったまちづくり。

それだけでなく、福祉の面においてもいろんな面においても、やはり町のバランスをしっかりと保っていくということは大事だと思います。

ですから、そういった意味で庁舎建設については慎重に慎重にやっていく、そのように思っております。

ただ、国の特例法がいわば熊本県の庁舎崩壊によって急遽法制化され、法律ができた。それに一応乗っかって許可を受けとくほうがいだろうと、それを受けておけば、いつでも財源の見通し、また住民の皆さんがどうしても必要だというような状況が来ればいつでもできるわけですから、その特例法が切れてしまったら、そこから手続してもそういった国の手厚い補助が得られなくなってしまうということになると、町単独で庁舎を建て替えるということは非常に難しいのかなと思っておりますので、とりあえず議会の皆さんにご助言をいただいた、そういう実施計画、令和2年までに実施計画をやっていくということを今進める必要があるということで進めております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議論を田代町長にまとめていただきましたが、しっかりと議論をしていく私たちの議会の責任というのも明らかになってきたのかなと思います。

全町見渡して、庁舎だけの話ではなく、しっかりとまちづくりに参画できるよう、自分も尽力をしてみたいと思います。

庁舎についての質問をここで、残り時間で次の質問に移ります。

地域の産業発展について、私の議会の質問で、6月議会の産業についてといったことござい

ますが、この内容については1点でございます。

産業育成の専門家集団である商工会、岬町商工会ともっと連携すべきであるといった内容でございますが、商工会、私自身も商工会の会員であり、総代であり、ついこの間までは理事であったのですが、商工会自体がとても昨年とは違って、今年度、活性化してきております。いろいろな問題もありましたけれども、前向きな集団になっております。

その商工会と、もっとこの行政の担当部局は連携を強化すべきだと、このように思っております。

連携を強化する、やはり仕事と同じことを二つがするのではなしに、しっかりと協力できることは協力してする。そこを現状、岬町、深日の商工会館で仕事をしてしておりますが、できればほかの市町と同じように庁舎と隣接したところに商工会館を建て、そこで連携して、商工会館を建てるとなるとかなりハードルが高いのですが、役場の中を少しスペースを割いていただいて、もしくは役場の部署を商工会の中に入れるとか、もっと連携を進めていただきたいと思うのですが、その点、質問をさせていただきたいと思います。

町として基本的な考え方はどうなのか、答弁をお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 竹原議員のご質問にお答えいたします。

商工会との連携の基本的な考え方でございますが、商工会は私たち地域の商工業者の皆さんの集団であり、皆様には商工会活動を通じて地域を元気にし、にぎわいを創設する取り組みを積極的に行っているところでございます。

また、新たなビジネスチャンスを生み出す事業、新しい特産品を開発し、ブランド力を高める事業にも取り組んでいただいているところでございます。

こうした取り組みは、地域の魅力を向上させ、観光交流人口を増やし、定住にも結びつけることができる地域の活性化、地方創生の取り組みであり、岬町まちひとしごと創生総合戦略に掲げる地域産業の創出を図るための町の取り組みと合致しており、今後もより一層の連携を深めることにより、皆様とともに地域の発展を目指してまいりたいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 都市整備部長からとても前向きなお話をお聞きしました。

実際、岬町と岬町商工会とで連携している事業とか、その実績とかもあると思うのです。

具体的な取り組み、結果もそうですけれども、今後どのようにしていくのか、ありましたら披露していただきたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

岬町と商工会との連携の取り組みでございますが、町といたしましては、商工会の運営及び各種自主事業、イベントに対しまして運営補助金や事業補助金、イベント補助金といった補助金を出し、商工会活動を支援してきているところでございます。

地域産業の振興といたしましては、道の駅みさきの開駅に伴い、交流人口の拡大を図り、地域特産品販売コーナーを設けることにより、地元の農業、漁業、商業を営む方々の販路拡大、また生産意欲の向上につながるよう取り組んでおります。

また、道の駅みさきの指定管理者には、地域との連携の考え方について地元事業者との関係強化に努めること、地元の商品を優先して販売すること、施設の運営及び維持管理については地元雇用と地元事業者を優先することなどを確認し、商品の品ぞろえの充実、ネット販売やイベントの企画などをお願いしております。

さらに、まちを代表するイベントとして実施しております深日漁港ふれあいフェスタ、深日港フェスティバル、また、つつじ祭りや道の駅みさき店頭イベントなどと連携して地元事業者にご出店いただき、地域の皆さんを初め、町外の皆様にも大変好評を得ており、まちの魅力を発信していただき、まちの魅力が向上しているものと考えてございます。

そのほかにも、創業支援や事業承継、中小企業者向け融資制度、ものづくりなどの大阪府の商工労働事業者への支援策につきましても紹介や誘導の連携をさせていただいているところです。

今年度につきましては、プレミアムつき商品券の発行事業について、商工会の皆様と連携協力していただき、事業を進めてございます。

また、新規物産展への参加などについても検討をさせていただいているところでございます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 具体的なお話をお聞きしました。これだけしっかりと連携していく中で、やはりもっとできるのではないかとこの可能性を求めていきたいと思っております。

商工会自体が、田代町長の前の町長、石田町長のときに、役場の1室でフロアはどうかという検討があったとお聞きしております。

その中で前町長は、商工会だけを特別扱いできないのだという意見の中、家賃がどうだとか、かわりにこれをしろとかいう話で、話が割れてしましまして実現がしなかった。なぜ、そのようなことをしたのかな。

やはり、商工業者をまとめるこの商工会を近くに置くことによって見えてくる産業発展という

のがあるのですよね。そこを、10年以上も前の話なのですが、少しひもといていただいて、前向いて進めていただきたい。

もっと連携していただくという中で、一番最初に申しました、建物の商工会の移転も含めて、そういう検討をしていただけないかというのと、あともう一つ、役所の職員と商工会の職員がもっと人事交流をしてはどうかという提案もまた合わせてさせていただきたいのですが、それに向けて担当部長は、行政はどのように感じているのか、ご意見を伺いたいです。よろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、商工会さんを役場庁舎の中にとということでございますが、そのご提案につきましては、役場庁舎は築後54年が経過し、設備等の老朽化が進んでおります。現在の耐震基準も満たしておらず、構造上、エレベーターの設置など、公共施設として求められるバリアフリーの対応が難しく、庁舎内は手狭で余分なスペースがないことから、役場庁舎への移転は困難であると考えますが、例えば、別の場所におかれまして事務所の移転など、こういったことをご検討されるということでございましたら、ご相談に乗らせていただいて一緒に考えてまいりたいと考えております。

また、人事交流の話でございますが、今、改めて議員のほうからご提案もいただいたということで、以前、町からも、10年前ではなく、数年前ですが、町からも商工会さんのほうに人事交流のお話をさせていただきました経緯もあると聞き及んでおります。

今回、また改めてご提案をいただきましたので、再度、商工会さんへ打診をさせていただきまして、ご同意いただけるようであれば具体的な協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私は議会議員であって商工会の会員ではありますが役員ではないので踏み込んだ話はできませんけども、役場と商工会がもっと連携できるのではないかとこの観点から、いろいろな事業をまた役所の建物なり人事の話も、垣根をもっと低くして話をさせていただければと思っております。

商工業の発展のためには、各市町村で商工会なり商工会議所がかなり頑張っています。その中で、課題としては若い経営者が後を継ぐのが減ってきている。これは日本全国どこも、岬町においてはかなり深刻でございます。

商工会の役員25人ほどいるのですけども、25人の顔ぶれを見て、次の時代に自分の商売を継がせていく役員さんがどれだけいるのか、もう一握りもないぐらいですわ。もう自分の代で終わりという方がほとんどでございます。

そうではなしに、やはり商工業の継続のために、やはり町がしなければならないこと、商工会がしなければならないこと、それをしっかりと連携して、永続的な運営をしていただけるようお願いをしたいと思っております。

以上、私の一般質問2点、これにて終了させていただきます。ありがとうございました。

○奥野 学議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

次に、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 和田勝弘です。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

まず初めに、阪神高速道路湾岸線の延伸について質問をします。

この阪神道路湾岸線の延伸については、大阪湾岸道路南延伸の名称で要望活動を行っているのですが、私はこの道路の岬町への延伸は、岬町は言うまでもなく、泉南地域、和歌山、紀北地域においても発展と繁栄並びに活性化につながるとの思いで一般質問を続けてさせていただいております。

昨年9月に発生した台風21号の暴風雨の影響で、タンカーが連絡橋に衝突し、連絡橋が被災するなど、関空の脆弱性が露見したところであります。

これに関しては、国土交通省を初め多くの関係者の尽力により、迅速に復旧ができたところであります。

本町も参画する関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会において関空への複数アクセスの確保として、本年度においても南ルートの早期実現に向け要望活動を実施されることと思いますが、ぜひ大阪湾岸道路南延伸についても強く要望していただきたいと考えます。

まず、要望にあたっての要望内容について、岬町の考えをお聞きしたい。よろしく。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

阪神高速4号湾岸線のりんくうジャンクションから南への延伸要望につきましては、大阪湾岸道路南延伸との名称で候補路線に指定されており、関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会において要望活動を行っているところです。

この期成会での昨年度の要望項目としましては、1. 関西国際空港と内陸部を結ぶもう一つのアクセスの早期具体化を図られたい。2. 大阪湾岸道路南延伸及び府県間道路の整備を図られた

い。3. 京奈和自動車道の早期完成及び（仮称）京奈和・第二阪和連絡道路の早期事業化を図りたい。4. 紀淡連絡道路の早期実現を図りたい。の4項目について要望活動を行い、2つ目に大阪湾岸道路南延伸として、阪神高速4号湾岸線のりんくうジャンクションから南への延伸を要望しております。

今年度の要望活動における要望書の内容につきましては、本年5月17日に開催されました同期成会第1回幹事会におきまして、岬町として大阪湾岸道路の南延伸の必要性をご説明するとともに、要望項目の2として、大阪湾岸道路南延伸及び府県間道路の整備を図りたい。の部分について、大阪湾岸道路南延伸の部分強調し、その必要性を訴えるため、大阪湾岸道路南延伸と府県間道路の整備要望を分けて要望書を作成していただきたい旨、意見を申し上げたところです。

また、岬町以外の構成市町におきましても、要望書の内容について意見が出され、同期成会会長市である泉南市において意見集約を行い、要望書案を作成した後、8月22日開催予定の首長による総会で要望書が決定されることとなります。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 要望書の内容について、期成会において議論されていることを理解しました。しっかり岬町の考えを説明していただきたいと思います。

次に、関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会での今年度の要望時期についてお聞きしたい。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今年度の要望時期につきましては、8月22日開催予定の関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会総会において要望書案が決議され、10月には近畿地方整備局への要望活動、11月には中央要望として、国土交通省を初め、地元選出国會議員への要望活動を行う予定としております。

また、岬町として町長が東京へ出張される場合には、個別の要望活動を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今年度の要望時期等について理解いたしました。要望に際しましては、大阪湾岸道路南延伸についてもしっかり要望していただきたいと思います。

次に、町長が東京への出張の際には、岬町個別でこの大阪湾岸道路南延伸についても要望していただきたいとお願いしておりました。

岬町個別での要望活動での内容について、町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

期成会の陳情活動については、先ほど担当部長から説明したとおりであります。

国への要望と申しますと、大阪府要望も同じでありますけれど、個々に要望するということは本当に難しいと言いますか、団体での要望というのが主力になっておりますので、そのときには座長が中心になって要望活動をやっていくということです。この案件は泉南市長が中心になって我々と一緒に要望しております。

特に、先ほど議員おっしゃるように、湾岸線の南への延伸については、これも私どもにかかわることですから、阪南市長さんと私とで個々に別の場所で話をしたりして要望しております。

一昨年だったと思うのですが、今、国土交通省のナンバー2なのですが、技監と会う機会がございまして、日ごろから親しくいろいろお話をさせてもらいますので、その折には特に泉佐野以南の臨海線について、何とか閣議決定まで持って行ってくれないかというようなことを個人的に申し上げたところ、それは必要だなと。今回のいろんな災害があつて、南ルートの実用性が高まってきているので、それに伴って考える必要があると菊地技監からのいろんなご意見も頂戴したところでありますので、この件については、農業関係とか、いろんな要望の際に足を運んで、特に国土交通省、道路局とか、また港湾局、そういったところには、そのたびにお願ひをしているということをご理解していただきたいと思ひます。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町長の東京出張の際の個別の要望活動の内容について理解しました。

町長におかれましては、今後も岬町として個別での要望活動もしっかり行っていただきたいと思ひます。

これで、この件についての質問を終わります。

次に、第二阪和国道孝子ランプについて質問をいたします。

先般、12月議会におきまして、第二阪和国道孝子ランプの信号機の設置について質問をいたしました。

このときの回答は、岬町長名で所管である泉南警察署長宛に第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置の要望書を提出された。また、地元区長からは、泉南警察署より信号機設置について意見の聞き取りを受けた際、信号機について強く要望されたと聞きました。

その後の信号機の設置についての進捗状況について伺いたい。よろしく。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 和田議員のご質問にお答えいたします。

第二阪和国道孝子ランプの信号機設置の要望についてでございますが、昨年5月に岬町長名で所轄警察であります泉南警察署長宛に第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置の要望を提出させていただきました。

また、12月に地元である孝子自治区長会様からも泉南警察署長宛に岬町孝子ランプ付近府道への信号機設置についての要望書を提出させていただきました。

本町並びに孝子自治区長会様からの要望書の提出を受け、泉南警察署におかれましては、信号機設置に向けて大阪府警察本部に平成31年度の予算要求を行っていただいたと聞き及んでおります。

しかしながら、信号機設置につきましては、大阪府警察管内で多くの要望がある中、本町の要望箇所につきましては、通過交通量が少ないとの理由で、平成31年度は予算がつかなかったとの回答がございました。

本件につきましては、当初の協議から通過交通量が少なく、信号機の設置は難しいとされていましたが、交通量が少ないことにより、かえってスピードが出ることもございます。

また、昨今では交差点内の車両による交通事故のことをよく耳にいたします。

このようなことを勘案いたしますと、本町といたしましても危険を感じているところでございますので、大きな交通事故が発生する前に信号機を設置していただけるよう、今後も引き続き要望してまいります。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 信号機の設置に向けて、町や孝子地区の区長さんが泉南警察署へ要望していただいたが予算がつかなかったことはわかりました。

要望している道路は大阪府が管理する府道なので、大阪府とも一緒に要望したらどうですか。よろしく、この点について。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度、大阪府とは交差点部の道路標示などによる安全対策について協議を行った経過もございますが、やはり安全対策といたしましては、本町としては信号機の設置が必要だと考えております。

先ほども申し上げましたが、交通事故も多くございますので、今後につきましても、大阪府とも相談しながら、引き続き信号機の設置に向けて要望活動を行ってまいります。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 平成31年度の予算がつかなかったことは、担当課の努力は評価しますが、私としては、要望が実現せず残念に思います。幸いにして大きな事故はありませんが、引き続き、信号機の設置に向けて活動をお願いし、質問をこれで終わります。

次に、平成30年12月議会で質問いたしました多奈川地域への公共下水道の認可区域に係る取り組みについて再度質問いたします。

私が長年にわたって要望している多奈川地域の一部区域への公共下水道の認可の拡大及び整備についてご尽力いただいていると思いますが、現在の大阪府との協議状況と進捗状況について伺いたい。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 和田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の多奈川地域の一部区域への公共下水道の認可に係る取り組みについてでございますが、昨年12月議会におきましては、町の財政が厳しく整備が進んでいない本町の現状では認可区域の拡大は難しいものの、議員ご要望の多奈川地域の一部の区域につきましては、大阪府との協議や下水道に関する国家要望における相談など、一定の協議ができたものと考え、今年度、手続を進めてまいりたいと答弁させていただいております。

今年度につきましては、事業認可拡大の申請を行うための予算措置をさせていただいております。

今後の予定といたしましては、大阪府関係部局と協議調整を行い、事業認可拡大の申請を行うための申請書や資料の作成に係る業務の発注を行っていき、引き続き認可拡大の手続を行っていく予定としてございます。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 大阪府関係部局と協議を行い、認可拡大の手続が確実に進んでいる状況がわかりました。

この認可拡大手続が終了した後は、できれば早期の污水管の敷設を進めていただくよう要望し、この質問を終わります。

次に、岬町内各小学校のトイレの改良について質問をします。

町内の各小学校は、建設されてから40年以上経過しております。校舎が古くなることに合わ

せてトイレも古くなっています。子どもたちは家庭で洋式トイレを使っており、学校で使い慣れていない和式トイレを使うことを嫌がる子どもたちが多く聞いております。

また、トイレに行きたいけれども、学校の便所は和式だから嫌だ、我慢するという子どもたちもいると聞いております。

自宅の洋式トイレで育った子どもたちが、学校の和式トイレを嫌がって家に帰るまで我慢するということは、勉強や健康面にも影響を及ぼすことから、トイレの洋式化を進める必要があると考えます。

一つ目の質問として、現在の各小学校のトイレの合計数と、そのうちの洋式トイレの数について教えていただきたい。よろしくお願いします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

各小学校のトイレの合計数とそのうちの洋式トイレの数についてですが、淡輪小学校のトイレの合計数は55カ所、洋式トイレ数は20カ所、洋式化率でいきますと36.4%になります。

深日小学校のトイレの合計数は62カ所、洋式トイレ数は16カ所、洋式化率でいきますと25.8%となります。

多奈川小学校のトイレの数は57カ所、洋式トイレ数は17カ所で、洋式化率は29.8%となります。

3校の合計数では174カ所で、うち洋式トイレ数は53カ所、洋式化率でいきますと30.5%となっております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町内の学校の洋式化率はわかりました。

次に、大阪府と全国の様式化率は何%ぐらいか教えていただきたい。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

大阪府と国のトイレの洋式化率についてですけれども、直近の文部科学省の調査では、大阪府では36.8%、全国では43.3%となっております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町内の小学校の洋式化率は大阪府より下回っているということがわかりました。

小学校のトイレ改修について、どのような考えを持っているのか教えていただきたい。よろしく。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

小学校のトイレにつきましては、普通教室棟に最低1カ所洋式トイレがあるように計画的に改修を進めてきており、平成30年度でその目的をほぼ達成しております。

小学校のトイレは、1日のうちで一度は利用する学校生活には必要不可欠な空間ではありますが、老朽化等によりまして、臭い、汚い、暗いというイメージがあり、敬遠されがちになっております。

そのイメージを解消し、清潔で、機能的で、快適な、利用しやすいトイレにするために、本年度の当初予算で、多奈川小学校普通教室棟1階のトイレを全面改修するための設計委託料を計上し、来年度に改修工事を実施する予定にしております。

この多奈川小学校のトイレ改修を一つのモデルとして、引き続き、子どもたちが快適で利用しやすいトイレの整備を進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 多奈川小学校を一つのモデルとして整備を進めていくということはわかりましたが、来年度に改修工事を実施する予定となっているようですが、子どもたちのことを考えますと、できれば早く本年の着工を要望するとともに、引き続き、淡輪小学校、深日小学校においても快適な利用しやすいトイレの整備を進めていただくとともに、早期に全てのトイレを改修していただけるよう要望しておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○奥野 学議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

次に、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まず最初に、南海電鉄のみさき公園事業からの撤退についてお尋ねします。

去る3月26日に、南海電鉄から来年3月末をもってみさき公園事業から撤退する方針が発表されました。

みさき公園は、我が町岬町のシンボルであり、岬町の大きな財産であります。多くの住民が今回の発表にショックを受け、遊園地の存続を望むご意見を数多く伺っております。

公園継続に向けた協議を進めているとの報告を受けましたが、あれから2カ月以上が経過しております。現在、この協議状況はどのようになっているのかを、まずお尋ねいたします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

南海電鉄のみさき公園事業からの撤退につきましては、3月26日の全員協議会で報告をさせていただきますましたが、町としては公園存続を第一と考え、南海電鉄に対し公園経営を行う後継事業者を探すことを求め協議を続けているところでございます。

南海電鉄は町の意向に沿うべく後継事業者を探す努力をいただいております、条件面等の協議を行っていることを報告を受けております。

ただ、現在の公園運営は年間3億円以上の運営赤字となっており、施設も老朽化していることでもありますので、条件面での協議は難航しているとも聞いております。

具体的な進捗の報告があれば、速やかに議会にも報告をさせていただきたいと考えております。

○奥野 学議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 公園存続を第一に考え、後継事業者を探しているとのことではありますが、あれだけの施設を一括して運営する事業者を探すのはなかなか大変なことと思います。一括した運営が難しいようであれば、例えば、遊具、プール、動物園、イルカ館、それぞれを分けて運営を任せ、一部施設だけでも公園施設として残すことはできないのでしょうか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

南海電鉄からは、施設の一部だけの運営を希望するところはないと聞いております。

みさき公園は複合的な施設であることから集客性があると考えており、南海電鉄も基本的には一括して運営管理を行う事業者を探しております。

町といたしましても、南海に対して一括しての管理を求めていきたいと考えております。

○奥野 学議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 みさき公園は町の公園と聞いております。このまま後続事業者が見つからない場合、町はみさき公園をどのようにするのか、どのような考えを持っているのか、お答え願います。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

みさき公園は町の都市公園として開設した公園であり、都市公園である以上、南海電鉄が公園事業から撤退したとしても公園を継続させる必要がございます。

ただ、財政負担の大きい現在の遊園地を町で運営することはできませんので、後継事業者が見つからない場合は、緑地を中心とする公園として町が管理することになると考えております。

みさき公園は、町が南海電鉄から土地を借りて開設する借地公園でありますので、都市公園を

継続させるため、南海電鉄に対し公園用地、公園施設の無償譲渡を求めて協議を進めております。

○奥野 学議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 ありがとうございます。

公園用地や公園施設の無償譲渡を求めているとのことですが、町に無償譲渡がされれば、その後の税収がなくなると思います。

みさき公園の閉園に伴い町の財政に大きな影響があると思いますが、町の税収にどれだけの影響があるのでしょうか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

個別の事業者の税情報につきましてはお答えすることはできませんが、議員ご指摘のとおり、公園用地や公園施設が町の所有となれば、その分の固定資産税が数千万円規模で減収となる見込みですが、税収の減収につきましては地方交付税により、理論上、減収分の75%が算入されることとなります。

また、公園の閉鎖となれば、みさき公園に遊具を設置している町内の事業者や公園の維持管理にかかわっておる町内の事業者もありますので、その事業者にも影響を及ぼすことになってまいります。

○奥野 学議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 どうもありがとうございます。

町税の影響については具体的な数字をお答えいただけませんでしたでしたが、南海のみさき公園事業からの撤退は町財政や町の経済活動に大きな影響を及ぼすこととなります。

住民の中には、南海がみさき公園事業から撤退し遊園地がなくなれば、みさき公園駅に特急電車がとまらなくなるのではと心配されている方もおります。

みさき公園が閉鎖となれば、そのようなことにはならないのでしょうか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

南海電鉄からは、公園の運営と鉄道事業は別であり、みさき公園の運営内容が変わったとしても、それを理由として現行の鉄道の運営体系を変えることはない聞いております。

○奥野 学議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 大変ありがとうございます。

後続継続者が見つからない場合は、緑地を中心とする公園として町が管理するとのことですが、

動物園やイルカ館、遊具があつてのみさき公園であると思います。

岬町のシンボルである遊園地のあるみさき公園が存続できるよう、町としても努力していただくことを強く要望してこの質問を終わります。

次に、みさき公園駅前開発につきましてお尋ねします。

私の3月議会の一般質問の庁舎建て替え移転についての質問の中で、私の希望的、理想的観測のまちづくりとして、みさき公園駅前の開発イメージを披露させていただきました。

本町のまちづくりの最上位計画である第4次岬町総合計画のまちの将来構想の中で、みさき公園駅周辺について新交流地点として位置づけ、新たなまちの拠点として商業、業務、移住などの都市機能の誘導と集積を図る方針を定められております。

町はこの計画をどのように進めているのかを、まず質問いたします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

第4次岬町総合計画は、2010年に2020年を目標年度として、本町が取り組むべきまちづくりの方向性を明らかにするために策定したものでございます。

みさき公園駅前周辺につきましては、当時、南海電鉄との間でみさき公園駅前開発の話があり、開発を進める上でのまちづくりの方向性として、新交流拠点としての位置づけを行ったものでございます。

みさき公園駅前開発につきましては、南海電鉄と協議を進めてまいりましたが、リーマンショックを契機とした景気低迷を理由として、南海電鉄からは事業化を進めることは難しいとの話があり、計画は凍結された状態となっており、現時点としてみさき公園駅周辺の新たな拠点づくりにつきましては、具体的な進捗がない状況でございます。

○奥野 学議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 みさき公園の駅前開発の件は、大阪ゴルフの都市公園の見直しに合わせてみさき公園駅前の都市公園を廃止し、駅前開発を進める話であったと記憶しております。

私としては遊園地の存続が第一と考えておりますが、万一、後続事業者が見つからず、遊園地の継続ができないということであれば、役場庁舎をみさき公園駅前に移転し、駅前開発を進めてはと考えております。この考えについて、ご答弁お願いいたします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。岬町役場の庁舎整備につきましては、竹原議員の一般質問でも答弁させていただいたとおり、現時点で建設を決定したものではありません。

建設するとなった場合、将来の財政負担を軽減させるために、事業費をできる限り圧縮する必要があると考えております。

みさき公園駅前に庁舎を移転するとなれば、土地の買収、用地の造成等の費用が必要となってまいりますので、財政的にはかなり厳しいと考えております。

庁舎整備の件につきましては、今後、庁舎整備基本計画の策定を行い、行政としての考えを整理し、議論を行ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 事業費の関係で、みさき公園駅前に庁舎を移転させることは大変難しいということでございます。

駅前の立地を生かし、上層部を住居とし、中層部に庁舎として使うなど、民間との連携の取り組みにより事業費を圧縮することができるのではないのでしょうか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

現時点で庁舎の建て替えを決定したものではありませんが、庁舎整備を行う場合は事業費を圧縮するため民間の事業手法の検討を含め、さまざまな手法を検討する必要があると考えております。

今後、また議論をさせていただきたいと考えております。

○奥野 学議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 よくわかりました。庁舎移転の件については、庁舎整備の検討の中で改めて意見を述べたいと思います。

将来的に駅前開発を進める上で、都市公園の規制は邪魔になると思いますが、都市公園をこの機会に外すことはできないのでしょうか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

みさき公園は、都市計画法の都市計画公園の規制と都市公園法の都市公園の規制がかかっております。都市公園法の都市公園の規制につきましては、都市公園法第16条に定める場合のほかはみだりに廃止することはできませんが、借り受けにより取得した都市公園については契約の終了または解除により廃止することは可能となっております。

みさき公園は南海電鉄から借地している公園でありますので、借地契約が終了または解除されれば都市公園の解除は可能ですが、都市計画公園の規制を解除するためには都市計画の見直し手

続が必要となり、いろいろと条件を整備する必要がありますので、簡単に解除することはできません。

みさき公園は岬町のシンボルであり、住民に親しまれている公園として今後も残していきたいと考えております。

○奥野 学議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 西部長、大変明確なご答弁ありがとうございます。

みさき公園駅前岬町の玄関口であり、駅前開発を行い、都市機能の誘導と集積を図る必要があると私は考えております。

遊園地としての継続が難しいということであれば、いっそのこと都市公園を廃止して新たなまちの拠点として整備を進めていくほうがまちの活性化にもつながると考えております。

前回の総合計画は2020年までとなっており、今年度から次期総合計画の策定作業が進められると聞いております。次期総合計画の中でみさき公園駅前の土地利用を明確に位置づけることを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○奥野 学議長 小川日出夫君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

再開は、13時00分からとします。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

内閣府が7日に発表した4月の景気動向指数の速報値は、景気の現状を示す指数は若干上昇したものの、基調判断は前月と同様に悪化に据え置かれました。悪化は景気後退の可能性が高いことを示しています。

基調判断は先月6年2カ月ぶりに悪化へ引き下げられましたが、2カ月連続の悪化は6年5カ月ぶりです。数カ月先の景気認識を示す先行指数も2カ月連続で下落しています。こんなときに

安倍政権は消費税の増税を強行しようという姿勢を崩していませんが、とても正気の沙汰とは思えません。

さらに、年金をめぐって金融庁が老後の資金が年金だけでは足りず、95歳まで生きるには夫婦で2,000万円の貯金が必要といった報告書を提出しました。100年安心と言っていた年金に、今度は頼るなどは何事かと思いますが、少ない年金生活のもとで10%の増税の重さは深刻です。

岬町が住民の福祉の増進を図るという地方自治体の本旨を全うし、住民の暮らしを守るために尽力することを求めて一般質問を始めます。

まず初めに、防災行政無線について質問します。昨年度、無線操作を行う親局を旧水道庁舎の1階に、中継局を坊の山に移設し、デジタル化の整備が行われました。

それに伴って、7年前から求めていた電話での聞き逃しサービスや岬町のホームページで放送内容を確認できるようになり、情報の入手手段が広がったことは前向きに評価できると言えます。

さらに、今回の3カ年の計画で、音が聞きづらかった地域へのスピーカーの新設を優先して行い、新たな公共施設へも設置する計画で、岬町としての努力を認めるものであります。

しかしながら、屋外拡声子局のスピーカーから聞こえてくる放送が聞こえにくくなったとの苦情が数多く寄せられております。災害発生時に有用な情報を正確、迅速に伝達する必要があることから、早期の改善が必要だと考えます。

まずお聞きするのは、聞こえにくさの原因がどこにあるのかという問題です。あわせて、改善策としてお考えのことがあればお聞かせいただきたいと思います。答弁を求めます。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。防災行政無線の聞こえにくい要因についてでございます。

これは、事業者を確認したところ、電子音による放送が考えられるということでございます。住民の皆様は普段から電子音に聞き慣れていないこともあり、電子音は人の肉声と比べますとやわらかな音質となるため、トーンダウンした感じに聞き取られる場合があります。

また、電子音は入力した文字を音に変換して作成しますが、作成に当たりましては、一続きの言葉、センテンスと言いますけども、このセンテンスごとの間に間隔を取ってつなげて合成していきます。その間隔の取り方や、センテンスの速度、音量によって放送の聞こえ方も違ってまいります。

これらのセンテンスなどを個々の放送ごとに調整する必要があり、職員の親局操作の慣れや経験も必要と感じております。

それで、これの対応策があるのかということでございます。現在も苦情が数件来ておりまして、その都度、現地の調査、確認を行い、ボリューム調整やスピーカーの方位や角度を調整し、順次対応しているところでございます。

また、あわせて自動電話応答サービスや大阪防災ネットの活用をお知らせしているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 対応に努力をされ、また、苦慮しておられるところかなと思います。苦情が寄せられるたびに確認をしに行き、さまざまな調整を試みているということでありましたけれども、抜本的な改善策ということと言えますと、現時点では難しいというように受けとめてよろしいのでしょうか。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。この防災行政無線のデジタル化に変える際に各市町の情報も少し確認したのですが、やはり、本町と同じく、電子音による放送に変わったということによって、イントネーションの違いなどによって聞き取りづらいというなどの苦情が少なからずあったようです。

しかし、随時対応することによって月日が経つにつれて苦情も少なくなってきたとは聞き及んでおります。

万が一、デジタル化が完了して、それでもなお聞こえづらいという場合の対応策ということでございますが、まず防災行政無線はそもそも屋外用の無線でございますので、家屋の気密性の向上や雨音、電車、車などの音により放送が遮断されたり、風の強さや向きによっても聞き取りにくくなったりします。

そのため、デジタル化が完了しても防災行政無線での屋内への情報提供には限界があると認識しております。

デジタル化が完了しても、なお聞こえにくいという声が多数寄せられる場合は、天候に左右されず屋内で放送を受信できる戸別受信機の設置について検討する必要があると考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、戸別受信機の話が出てまいりまして、午前中に行われた町長の冒頭の挨拶でもタウンミーティングのことが語られていましたが、そこでも、町長の口から戸別受信機の検討をしていく必要があるかなということは、何カ所かの会場で語られておりました。

確かに戸別受信機は、確実に伝えたいことが正確に伝わる可能性が極めて高い有効なツールだ

と思いますので、それは前向きにご検討いただければと思うのですが、ただ、おっしゃったとおり、デジタル化が完了しても聞き取りづらいうなら戸別受信機をその段階で検討していくということでもありますから、今年度はそのデジタル化の工事の3カ年のうちの2年目に当たるわけですね。

少なくとも今年度、それから来年度までは戸別受信機についての、検討はなさったとしてもそこに移行していくってことはされないと思うのですね。

ただ、災害は待ってくれませんので、デジタル化完了しても聞き取りづらいうなら戸別受信機と、それは結構かと思いますが、それまでの段階で、万が一何か起こったときに対応できるようにということで、やはりいろんな方策についてはご検討いただきたいと思います。

それで、一つここでお尋ねするのですが、以前このデジタル化の計画をお聞きしていたときに、スピーカーの性能が上がるので音が届く範囲が広がるということをお聞きしていたわけなので、これは2017年の9月議会で私が一般質問で取り上げたときにお聞きした事柄でありました。

今のスピーカーですと、音が到達する範囲がスピーカーの機能上の問題で、半径およそ150メートルということが言われていました。

それで、このデジタル化に伴って屋外拡声子局も更新をする。スピーカーも変えるということで、スピーカーの性能が上がるので、半径約300メートルから500メートルの範囲で音が届くという、そういったものに変えようと思っているということがあの答弁で述べられておりました。

そのことに伴って、スピーカーの設置の位置も個数も変更されるということが語られておまして、既設60カ所あるわけですが、今お聞きしている計画は、その60カ所に加えて新たに6カ所という計画なのですが、当時お聞きしていたのは、50機前後に整理できると、スピーカーの性能が上がることによって整理できるということをお聞きしていたと思います。

その当時の計画はいつ変更されたのか、そのことがまた議会へ何らかの形で説明をいただいていたか、そのあたりについてもお聞きしておきたいと思います。

今回、仮に当初予定していたとおり、スピーカーの性能が高いスピーカーに変えるということで、スピーカーの数は減ったとしても音が到達する範囲が広いというものに変えるという計画で進めていたならば、今回のような聞こえにくさが回避されたのか、今、原因の一番大きな一つが電子音によるものということで、聞こえ方の問題があるということが原因として最大のものであるということが語られましたので、その範囲が広がってどうかということとはわからない部分は

ありますけれども、ただ、計画が変更されたという可能性があると考えておりまして、そのことは、いつ、このように計画が変更されたのか、そのあたりのこともこの機会にお聞きしておきたいと思います。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 答えいたします。

議員おっしゃるように、平成28年度で再整備計画の実施計画を一旦作成しております。その後、経費が多額になることから、できるだけ経費を抑えるということで、精査なり見直し作業を行ってきたところでございます。

昨年度、平成30年度に、9月の最終日になってしまいましたときにお答えしましたけども、まず使えるものはそのまま使っていこうということで、子局のポールをそのまま使うということで進めてきました。

なぜ、その性能のいいスピーカーにならないかと申しますと、現在のポールでは、新しく性能のいいスピーカーにすると、重量がかなり大きくなります。今のポールにつけるということはできません。

それから、価格もかなり高いということで、ポール及びスピーカーもできるだけ使用できるものを使うということでございます。

なお、今のスピーカーを使うにあたって、新たに性能のいいスピーカーをつけて数を減らすということになりますと、そんなに音達範囲は広がらない。もともとあったところに届くような形で数を減らすということですので、全体的で考えると音達範囲はそんなに物すごく広がるものではありません。

そのかわり、今まで本当に聞こえにくかったところについては新設して対応するということがなってきたところでございます。

そういう形で、平成28年度に実施計画を立ててから財政計画も含めて見直してきて平成30年度の親局、中継局の工事、今年、来年度の子局の工事ということになってきたというのが経緯でございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 計画が変更された場合、適切に議会にもご報告をいただきたいと思います。

といいますのは、そのスピーカーの数が既設の60が50に減ると、それは別に減らすことで問題がないようであれば減らしたらもちろんいいと、私は思っているのですよ、合理的にやればいいと思っていますので。減らす数を削ることについて異論はないわけですけども、そうなり

ましたら、そのスピーカーの設置の位置を変える、そのことについては近隣の方や区長さんにもよく説明して進める必要がありますねっていう話を4年前かにしていたわけなのですね。

ですので、それが変わるとなりますと、また議会全体に対しても変更せざるを得ないという事情が発生してきたときに、その理由もあわせて適切にご説明をいただくべきであろうということは申し上げておきたいと思います。

それで、すぐに改善をしてすぐによく聞こえるようにできるかどうかという問題については、非常に困難だと思います。

ただ、この間、町内一斉美化活動の日、あの日は町長が録音した肉声が流れました。よく聞こえたのですよ、実は。やはり肉声で録音して流すほうが、慣れかもわかりませんがよく聞こえたのです。

私はてっきり、今回はデジタルになったから、町長の声ではなくて、いつもの女の人の電子音かなと。そうしたら、町長の田代 堯ですからいつも始まるのですが、女の人の声ではできないとかいろいろ考えていたのです。それで、耳をそばだてていたということもあったのかもしれないけど、やはり肉声というのは慣れもあってよく聞こえるのですね。

ですので災害発生時、本当にその緊急が迫っている場合、危険が迫っている場合については録音を使うとか、そういう使い分けも含めて、その中身に応じて使い分けさせていただきたいと思います。

何ていうか、電子音で流すものが重要度が低いものというように私は言いませんけれど、肉声というのは、やはり切迫感も伝わるわけなのですね。今すぐ命を守る行動を取ってくださいと言ったときに、電子音から聞こえてくる印象と肉声で聞こえてくるものと全く違うわけなのですよ。

ですので、本当に危険が迫っているというときには肉声も活用するというような使い分けも含めて、すぐに改善が難しいという段階ですので、緊急時にはいろいろな対応を工夫していただきたいと思います。

それから、あわせて導入されました聞き逃しサービスやホームページでの画面での内容の確認、これについても一層の徹底を図っていくという努力もしていただきたいと思います。

災害時にとりわけ正確な情報を迅速に伝達するために、引き続いてさまざまな努力を続けていただきたいということとあわせて、先ほど答弁の中で語られました戸別受信機についても前向きにご検討いただけますように要望して次の質問に移りたいと思います。

2点目は、太陽光発電事業についてお尋ねをいたします。

今年度から太陽光発電施設の設置や管理について、町独自の条例が制定をされ、発電事業者に

対して生活環境、防災、景観等への配慮を適切に行うよう義務づけられました。

かねてから、太陽光発電事業による景観の悪化や災害発生への不安、住民合意を前提にした事業化を求める住民の声を議会で取り上げ、適切なルールづくりを求めてきた立場から、改めて条例化を評価するものであります。

再生可能エネルギーの普及を求める立場から、太陽光発電そのものを否定するものではありませんが、事前の事業説明が極めて不十分であったり、強風によるパネルの飛散など、全国でも太陽光発電事業による被害が発生しており、地域との共存と住民合意を前提とした事業化が必要であることは言うまでもありません。

その観点から、条例の制定を歓迎すると同時に、今回の質問では、この4月から施行されている条例の運用状況をお聞きするものです。

具体的な質問に先立って、制定された条例の内容を簡潔にお示しいただきたいと思います。目的、基本理念、対象となる施設等について、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまの中原議員のご質問にお答えいたします。

条例の目的につきましては条例の第1条で定めておりますが、基本的には、太陽光発電施設が生活環境、景観、その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることで太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本町の良好な環境の保全に寄与することを目的とするとなっております。

続きまして、基本理念のほうでございますが、同じく条例の2条で、関係者の密接な連携のもとに地域の活力向上、持続的発展を図り、生活環境等への配慮を適正に行うことを基本理念としていると、このように定義しております。

また、条例の対象となる施設でございますが、条例の対象となる施設につきましては、条例の第3条で定めておりますが、発電出力の合計が10キロワット以上の施設が届け出の対象となっております。ただし、建築物の屋根などに設置するものは対象外としてございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 それでは、具体的にお聞きしていきたいと思います。

ただいまお示しをいただきました条例の対象になる発電施設は、岬町内に何カ所ありますでしょうか。また、それらの施設における確認状況をお示してください。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 本町の施設の設置箇所数ですが、我々、条例の対象となる施設につきまして

は経済産業省のホームページ、ここに事業計画の認定に関する情報が公表されておりまして、掲載されている施設の事業者名、また発電設備、太陽光発電を設置している所在地、これを確認してございます。

現時点で条例の対象となる施設につきましては38カ所となっております。

点検状況でございますが、そのうち連絡先などが記載された標識、これ、法律で設置するように定められておりますが、それがなかったものが14件、フェンスが設置されていなかったものが3件という状況を確認しましたので、それらについては事業者の連絡先等を調べ、順次、事業者と連絡し、その状況を確認の上、適正に維持管理するよう指導を行ってきております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 既に設置済みの太陽光発電事業が38カ所ということで、その中の点検状況についてもお示しをいただきました。

これはなかなか大変な作業だと思います。私も今回、この件を取り上げるに当たりまして、今お答えいただいた経済産業省のホームページの発電事業の申請を行った事業者の一覧表を確認いたしました。

岬町内でも数多くありまして、その一覧表には、事業者名とか代表者名は書いてあるのですが、電話番号とか書いていないですね。また、事業を行っている所在地の住宅地の番号書いてあるのですが、それをインターネットに入れて、どこだろうと探してみてもうまくヒットできないところがあって、こんなところに太陽光発電のパネルあったかなって。よく考えたら、申請はしたけど、まだ設置の工事に至ってないところなのだなとか、いろんなのがありまして、日ごろから、日常の業務ですね、いろいろある中でこの条例ができて、新しい仕事ができたとということで、では、それに人が増えているのかと言ったらそうではないと思いますので、そういう意味で大変だなとは思いますが、それはそれで、ちょっと人を増やす必要があるということは、これは町長に言うとして、仕事が増えているわけですから、適切な対応はしっかりと行っていただきたい。それが住民の皆さんの願いでありますので、健康には留意しながら進めていただきたいと思います。

ただいま設置済みの状況についてお聞きしました。

点検された中で、設置中、いわゆる工事中という事業者もあったかと思いますが、それは何件ありましたでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 現在、施工中の事業箇所につきましては、4カ所ということで確認をしてご

ざいます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、工事中の事業者が4あるということを確認いたしました。

今月の7日、先週の金曜日のことですけれども、一定のまとまった雨が降りまして、工事中の太陽光発電の現場から土砂が流出するといったことが起こりました。

場所はオークワの山手当たりになりますけれども、工事現場から流出した土砂が側溝にたまりまして水があふれて、土砂が道路の一部を覆っていました。

この現象が起きたのは先週の金曜日で2回目のことなのですね。それで確認したところ、2回とも事業者に連絡をして、事業者の責任において清掃がなされたということを知り及んでおりますけれども、これはまだ工事中とはいえ、条例の第5条、事業者の責務や第15条、維持管理に抵触する恐れがあるのではないかと考えるものであります。

条例の第5条と第15条の内容を簡潔にお示しいただきまして、私は事業者の責務や維持管理に不適正なことがあるのではないかとこの疑いを持っているわけですが、それに対して町の考えがあればお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

第5条の関係は事業者の責務でございますが、関係法令及び本条例を遵守すること、本町と行う協議など必要な措置に協力しなければならないことを規定しております。

また、第15条につきましては施設の適切な維持管理ということで、事業者は災害または生活環境等の保全上、支障が生じないよう安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならないと規定してございます。

それと、この本件につきましての町の対応の考え方でございますが、それぞれ事象が起こったときにはすぐに事業者に連絡して、事業者も速やかに対応はしていただいておりますが、土砂の流出対策ということで、基本的には雨水が直接水路に流れ込んでいるというような状況を現地でも確認していますので、その部分に一旦土砂、これをためられるような施設を応急的に措置していただいて、定期的に土砂撤去と現場の状況を見回っていただくように、事業者のほうには既に連絡はさせていただいております。

あわせて町として、水路が少し狭いところがございますので、ここについても水路を改修するような形で今手配をしているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま、第5条と第15条についてご紹介をいただきました。

第5条では事業者の責務ということで、太陽光発電施設が地域環境に及ぼす影響を考慮し、太陽光発電施設と地域との共生を図るために必要な措置を行わなければならないということや、事業者は地域との共生に支障を生じさせないよう適切な管理に努めなければならないということも述べられています。

第15条では、先ほどご紹介いただいたとおりですが、生活環境等の保全に支障が生じないよう維持管理しなければならないということが明示されております。

それで、町としてはまず事業者に連絡をして、土砂を受けるということと言うと、何か池みたいなのを掘るみたいな感じでしょうかね、そういった土砂を一時避難させるというか、そういう場所をつくるようにということは伝えて、事業者もそのように対応することなのだと思います。

それからもう一つ、岬町として水路の改善が必要だということで、改善についても検討していくということでありました。

1点目の土砂を一時期ためておけるスペースをつくるという指導については、当面のことはそれでいいと思います。ただ、この場所が住宅地のすぐ山側にあって、そんなにすごく高い位置ではないのですが、工事中とはいえ、一定の量の雨のたび、集中豪雨とかそんなのではないのですよ、大雨だなとは思いましたが、そんな、何て言いますか、記録するような雨の量ではありませんでした。

そんなときに土砂がたくさん流れてくるような状況というのがこれからも続くとするならば、私が不安に思っているのは、いつきのことは今おっしゃる対応で一定回避できるのかなと思うのですね。土砂が住宅地へ流れ出てこないように事業地内で事業区域内で土砂を一定ためて置いておくと。それをたまってきたら撤去するというのでいいのかなとは思いますが、高台に設置されたところから土砂がどんどん流れ落ちてくるということを考えた場合に、発電施設を支えている足場大丈夫なのかなとか、災害のことを考えてしまうわけなのです、不安になるわけなのです。

ですので、少しそのあたりも踏み込んで事業者とご相談いただく必要があると私は思っています。きちんと計画どおりに工事がなされているのか、工事中でも雨が降ったときに土砂が流れ出ないようにというような対応はなされながら工事するのが普通だと私は思うのですよね。ですので、工事中だからというのは理由にならないと思います。

やはり、近隣にも家があるという問題もありますので、近隣の地域と共生していくという観点

からも、これはもう少し踏み込んで事業者に聞き取りを行っていただきたいと思います。

足場が適切に設置されているのか、また、なぜそんなに土砂が雨のたびに流出するのか、そのあたりについてもきちんと確認をしていただいて、いつきの対応ではなくて、根本的な改善策を求めていると思います。

それから、水路の改善については適切な措置であろうと思いますので、それについても前向きにできるだけ早く改善されるように求めておきたいと思います。

この条例が制定されて2カ月余りという時期でありますので、確認だけでも大変な事務、実務があると思いますし、時間も労力も費やすということになっていると思いますけれども、つくった限りは厳格な運用で適切に発電事業を行われ、地域との共生が図られるように改めて求めて太陽光発電についての質問は終えたいと思います。

三つ目の質問に移ります。国民健康保険料の引き下げについて質問をいたします。

昨年度から都道府県単位化された国民健康保険ですが、3月議会において今年度の保険料が引き上げられる見通しが示されておりました。

今年度の保険料についてお尋ねしたいと思いますが、この国民健康保険の保険料は非常に複雑で難解で、大変勉強になる分野なのですけれども、所得割と均等割と平等割という三つの要素から成り立っていて、それぞれ医療分、支援金分、介護分というように算定をされて、それが合算されて保険料が算出されるということになっております。

今、3月議会で今年度の保険料が引き上げられる見通しが示されたということをお伝えしましたけれども、まず初めに、昨年度と今年度の比較をお聞きしたいと思います。

医療分、支援金分、介護分、それぞれ所得割、均等割、平等割とありますけれども、昨年度と今年度と比較して、料率が引き下げられた項目はおありでしょうか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃられたように、国民健康保険料の賦課方式につきましては、所得割、均等割、平等割、あとそれぞれ医療分、支援金分、介護分という要素を全て合算して保険料を計算させていただきます。

この6月1日に国民健康保険料本算定を行ったところですが、昨年度に比べて引き下げられた項目についてはございませんでした。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 そうなのですよ。軒並み上がっているのですよ。私は愕然としましたけど、これ、

3月議会のときに見通しは一定大阪府の資料なんかで確認しておりましたから、本当に軒並み、パーセンテージも上がっている。均等割や平等割は金額で示されるのですけれど、昨年度と比べてどの項目も上がっているのですよね。

それで、私は繰り返し都道府県単位化にしたら保険料が統一保険料にされて、そこに近づけていかないといけない、そして開始から6年後には、もう嫌でも示された保険料にせざるを得ない、それだけ高い金額示されたら、もう強制ですから逃げられへんやんか、やらないときという話をしていたわけなのですけれど、もう始まって、2年目でこんなに高いのかと。この先も連続して値上げが持ち込まれるということが大いに危惧されることなのですね。ですので、引き下げというのは本当に切実な問題だということをお伝えしておきたいと思います。

それで、今、私どの項目も軒並み上がっているという話をしましたけれど、モデルケースで幾ら上がっているかということをお示しいただきたいと思います。そちらでご準備のモデルケースでお答えいただければ結構ですので、お願いいたします。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

二つのモデルケースを例に、平成31年度の保険料と平成30年度及び大阪府が財政運営の責任主体となる前の平成29年度と比較して申し上げますと、まず一つ目のモデルケース、夫婦と子ども1人で3人世帯で、給与収入約300万円の場合については、平成30年と比較しまして一月当たり2,009円、都道府県下になる前の平成29年度とでは、一月当たり244円の増額となっております。

また、次のモデルケースとして65歳以上の夫婦2人で年金収入380万円の場合、平成30年度と比較して一月当たり1,767円、平成29年度では162円の増額となっております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、二つのモデルケースについてお答えをいただきました。

国民健康保険に加入されている、もちろん私もその一員なのですが、加入者というのは家族構成も所得もまちまちなわけですね。それで、今二つお示しになりましたけれど、比較的多いのは二つ目の65歳以上の二人ご夫婦の世帯が比較的多いようにお聞きしております。

年金収入二人合わせておよそ380万円、これ年金の収入ですから、所得となったらぐっと下がるということになりますけれども、その例でいきますと、今のお答えになったのは月額、月に幾ら上がったかということをお示しになりました。昨年度と比べて1,767円上がりました。

このモデルケースで言いますと、今年度の年額で言いますと35万7,214円、その前、昨年度は33万6,004円ということでありまして、今年度と昨年度を比べると年額で2万1,210円値上げということになっているということなのですね。

岬町が運営していたとき、2年前とも比較してお答えになられましたけれども、二つともモデルケースでいずれも上がっているということが確認をされております。

それで、サラリーマンが加入している社会保険なんかは、所得に応じてのみ保険料が算定されるわけなのですね。でも、国民健康保険は所得に加えて、家族の数に応じてかかる均等割と、それから各世帯に定額でかかる平等割というものが合算されて計算をされる。それで高いというように考えられます。とりわけ均等割については、家族が増えるごとに何万円も増えるわけですね。

ここでもう一つお聞きしますけれども、39歳以下の今年度の保険料で、世帯の家族の人数が1人増えると年額で幾ら増えることになりそうですでしょうか。

○奥野 学議長 しゃわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しゃわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

1人当たりということで、均等割の額の計算になると思いますが、39歳以下ということで、先ほど説明した介護分は含まれず、医療分と支援金分の均等割の合算額で平成31年度におきましては3万8,297円の増額となります。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 家族が1人増えるごとに3万8,297円、これはほぼ4万円に近い金額が増えるということになるのですね。

39歳以下とお伝えしましたのは、例えばですけど、子どもが1人新たに生まれた、そうしたら、その途端にと言いますか、1人分として年間4万円の保険料がころっと上がるという仕組みになっているというのが国民健康保険なのですね。このことから、子育て支援に逆行しているというような批判の声が上がっているということがございます。

それで、一つの提案なのですが、子育ての観点から、他の自治体で18歳未満の子どもにかかる均等割の免除というが行われております。加入者の保険料の負担を増やさないために、例えばふるさと納税を活用した基金を利用するなどの努力で、18歳未満の子どもにかかる均等割、岬町で言うと年額4万円というのを免除しましょうというような取り組みをしている自治体が増えてきておりまして、せめて、この子どもの均等割だけでも軽減する努力を提案するものでありますけれども、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 しゃわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

先ほど議員おっしゃられますように、均等割、平等割における保険料につきましては、低所得者の世帯にとっては負担が大きいものと考えております。今言われたように、子育て世帯の制度の拡充というお話も聞かせていただきました。

平成30年度から、大阪府が財政主体として都道府県化されたこともありまして、今後、被保険者の人数の多い子育て世代の方につきましては、大阪府統一による多子減免等の制度の拡充について大阪府と十分協議をしてみたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、都道府県化されてしまったので府と協議していくということが語られました。

保険料については市町村が決める、少なくとも、始まって都道府県化されて6年後までは市町村が主体的に決められるということになっていると思います。

やはり、目の前で大変な思いをしている人を救済するというところに、ぜひご尽力をいただきたいと思うのですね。

それで、もちろん府とも協議していただいたらいいのですが、府と協議するにしても、うちはこんな努力しているよってというようなことをやりながら、府全体でこれやりましょうよって言わないと説得力がないと思うのですよね。

ただ、私この問題、今初めてこの場でご提案したものですから、今、前向きな回答が得られるとはとても思えませんので、ぜひ、これは前向きにご検討いただきたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、他の自治体で子育て支援ということで、子どもが1人産まれたら5万円も6万円もというようなところもありますけど、保険料が上がってしまう。それは、せめて子どもについては免除しましょうということで頑張っている自治体が生まれてきておりますので、ぜひ18歳未満の子どもにかかる均等割の免除。また、免除まで難しければ軽減ということをご検討いただきたい。

そして、その上で大阪府とも協議なさるなら、ぜひしていただきたいと求めておきたいと思えます。

国民健康保険は、およそ4人に1人が加入しておりまして、高過ぎる保険料に滞納せざるを得ない世帯や医療機関への受診をためらうなど、深刻な事態が起こっております。

そのもとで、全国知事会や全国市長会、全国町村長会からも、加入者の所得が低い国民健康保険が他の医療保険よりも保険料が高く負担が限界に立っていることを国保の構造問題だとして、持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要

だと主張しております。

この問題の解決には、国庫負担を増やす以外に道はありません。それで、全国知事会では具体的な提案をしております、1兆円の公費負担というものを求めています。これは国に対して求めているわけですが、この1兆円という金額は何かといいますと、先ほど来お伝えしている均等割と平等割の合計額なのです。

これは公費負担で賄われるということになった場合には、実質的にはサラリーマンが加入している社会保険と同じような制度となりまして、所得のみに基づいて算定されることになって、岬町においても保険料が半額近い保険料に引き下がる、そういうことが実現できるということになりますので、町長は全国町村長会の一員でございますから、町村長会の要望の中にも入っているよとタウンミーティングでおっしゃっておられました。ぜひ、その立場で町村長会の中でも発言をしていただきたいと思いますし、岬町としても機会を捉えて、担当部局もぜひ公費の一層の投入をと国に対して求めていただきたい。

そして、具体的には岬町として努力できることはないのかということで、先ほど提案しましたとおり、18歳未満の子どもにかかる均等割の免除という問題にぜひ前向きにお答えをいただきたいということを要望しまして、私の6月議会の一般質問を終わりたいと思います。

○奥野 学議長 中原 晶君の質問が終わりました。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従って質問いたします。

言うまでもなく、私は住民代表としてこの一般質問の場に立たせていただいております。住民からの苦情、要望、相談を受けて、それをもとに現地調査をした上で質問をいたします。

したがいまして、理事者におかれましては、責任を持って簡潔かつ明快な答弁をお願いしたいと思います。

なお、私の質問の中で、資料、新聞記事等引用しますが、その年代表記については西暦表記、あるいは平成表記と入りまじっておりますが、原典のまま紹介しますのでご了承をお願いします。

それでは、まず1点目の空き家空き地管理についてお聞きします。

最近、空き家問題について扱ったニュースをよく見聞きするようになりました。特に、2015年5月に空き家対策特別措置法が完全実施されてからは、空き家問題が社会的課題の一つとして多くの人たちに浸透してきたと思います。

では、具体的に空き家の何が問題なのか、それは、ここに自治体の空き家対策に関する調査研

究報告書というのがございます。これは平成26年3月発行のものです。

これによりますと、空き家のもたらす問題として、雑草、悪臭など衛生環境悪化、景観の悪化、不法侵入などによる治安の悪化、生命、身体への被害の恐れが掲げられています。

また、民間の住宅メーカーも同じような内容を挙げています。

これは四つありますが、以下紹介しますと、具体的に、空き家を放置することで発生する懸案と不安については、一つ目は、建物の老朽化、家屋は人が住んでいるほうが傷まないということは常識になっている。二つ目は、植栽や雑草などによる景観の悪化です。庭の雑草などの繁茂は、景観もそうですが、衛生害虫の発生や猫などの小動物が住みついたり不衛生を招きます。三つ目は防犯上の不安で、不法侵入や不法投棄の温床になってしまうということ。四つ目は防災上の不安で、屋根や瓦、壁などが崩壊、または破損して道路を塞いでしまうことで、スムーズな避難を妨げるなどのおそれがある。これは積水ハウスの空き家活用サポートサービスのウェブサイトに表示してありました。

これらの問題をより積極的に解決するための根拠として、空き家対策特別措置法が施行されています。今ではこの法律をもとに自治体による空き家等対策の権限が強化され、最終的には行政代執行という強制的に空き家を取り壊すことも可能になっています。

岬町の空き家対策全体の状況はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

岬町の空き家対策全体の状況は、本町の空き家対策については、昨年度策定した岬町空き家等対策計画に基づき進めております。

空き家等対策計画では、空き家等の発生予防や適正管理、活用の促進、実施体制等を定め、町内で連携しながらこの課題に対応しております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 空き家対策特別措置法とは、正確には空き家等対策の推進に関する特別措置法となっており、空き家等の等の文字には、その敷地も含まれています。

ただ岬町では、家と土地を所管する課が違うとのことですので、ここでは空き家と空き地に分けてお聞きします。

まず、岬町内の空き家対策の状況はどうなっていますか、お答えください。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 坂原議員のご質問にお答えいたします。

空き家等に対する管理の状況についてでございますが、平成26年度岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例の施行により、老朽化し、危険な状態となっている空き家の所有者に対し、管理不全な状態とならないよう適正な管理及び必要に応じ速やかに措置を講じるよう指導啓発などに取り組んできております。

また、平成28年度に実施した空き家の実態調査におきまして、特に倒壊や建築材の飛散など、危険が切迫している緊急度の高い空き家の所有者に対しましても適正な管理に努めるよう指導助言などを行ってきております。

これら指導助言等を行ってきた総数でございますが、127件となっております。そのうち、平成28年度に実施した空き家の実態調査結果において、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高いとされるD判定、これは14件でございますが、撤去されたものを含め所有者が管理をしていると確認できた空き家が6件、引き続き所有者に対して文書を送付するなど対応中の空き家が8件でございます。

同様に、管理が行き届いておらず損傷が激しいとされるC判定につきましては、自治区等から情報提供があったものを含めた34件のうち所有者が管理をしていると確認できた空き家が20件、文書を送付するなどの対応中の空き家は14件でございます。

一方、自治区等からの情報提供により、実態調査結果において管理が行き届いておらず、損傷も見られるが当面の危険性がないとされるB判定に該当するものが25件ございまして、そのうち所有者が管理をしていると確認できた空き家は13件、文書を送付するなどの対応中や所有者が修繕等を検討中の空き家が12件でございます。

同様に自治区等からの情報提供により、実態調査結果において小規模の修繕により再利用が可能または修繕がほとんど必要ないとされるA判定に該当する物件の空き家につきましては、全て所有者が管理していると確認できております。

さらに、実態調査後などに空き家になったものと考えられますが、自治区等からの情報提供のありました49件につきましては、所有者が管理をしていると確認できたものが25件、現在、所有者と連絡が取れないなど対応中の空き家が24件でございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今回の答弁で、平成28年に実態調査をして指導助言を行った総数は127件とありました。この127件ですが、これは指導助言を行った件数ということでしょうか。

では、その実態調査の結果、空き家の総数というのはどれぐらいありますか。また、指導助言が行き届いていない空き家は何件残っているのでしょうか、答弁をお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

すみません、正確な数字は把握できておりませんが、空き家の実態調査結果において空き家と判定された建物、住宅につきましては1, 100件程度あったかと思えます。

そのうち、127件が調査対象となっておりますので、まだ残っている空き家につきましては900件から1, 000件程度あるかと考えます。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

岬町の空き家実態調査結果についてなのですが、企画のほうで実態調査を実施しまして、今、その当時の調査結果なのですが、岬町内の空き家の件数は1, 192件になります。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 その中で所有者あるいは管理者がしっかり管理をしている空き家はいいとして、例えば所有者等が遠隔地に住んでいる場合の管理、これは誰がいつ行っているものでしょうか、疑問に思うのですが。

基本的には、その所有者、管理者が自主的にするのがもちろん筋でございます。でも、目が行き届いていないのが現状だと思います。

実際には、危険な状態になっているのを見かねた近隣住民の方の通報に頼っているところが多いのではないかとと思われるのですが、その点はいかがでしょう。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

実態調査結果によりまして、著しく状態の悪いD判定、これは14件ございましたが、これにつきましては、担当課のほうで全て現場を回って実態等の確認を行っております。

またC判定、いわゆるD判定よりも少し悪い程度の分につきましても315件ほどございましたが、その中で、特にD判定に近い状態のものというのを我々とりあえずは選定区分けしまして、これが大体50件ほどございました。

それについても担当課のほうで回るようにしてございますが、そのほかにつきましても、住民さんとか区長さんなどから見た場合に危険とを感じるような建物もございまして、その部分でA判定、B判定ということで今回ご答弁させていただいていますが、基本的には全て町のほうからということなかなか難しい、このように考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 では、先ほど答弁の中で実態調査を実施したとありました。その実態調査した後に空き家になったと考えられる49件というのが出てきました。

その49件についての判定というのは、これはいつごろまでにするのでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

この49件につきましては、25件が管理できているということで確認できておりますので、あと所有者と連絡がとれないなどという残りの24件につきましては、判定ということではなかなか目視点検、目視判定というところが調査結果ではございまして、なかなか同じような判定ができるかというのは難しいところもございしますが、あるところは悪いというような形では我々捉えておらず、これにつきましても一定判定化してみたいと思います。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 これも先ほど答弁の中で、D判定が14件とありました。そのうち、所有者が管理をしていると確認できた空き家が6件とありましたが、この6件というのは所有者が管理をしていると確認できた、これは所有者が具体的にどのように管理しているのか、というところら辺までわかっているのでしょうか。

あるいは、所有者が誰かわかっただけという意味なのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまの質問にお答えいたします。

B判定に該当するものは25件でございまして、管理をしていると確認できた空き家は13件でございます。

そのうち、対応中が12件ということでございまして、この13件につきましては、担当課からはとりあえずお知らせ文書ということで、このような状態になっていますよというようなことで、一度ご連絡くださいと、こういった文書を出すようにしております。

その中で、相手さんから連絡があつたりとか、相手さんと今後の管理についてお話ができたものについては所有者が管理をしているという判断をしております。

すみません、D判定です。失礼しました。

D判定について、所有者が管理をしていると確認できた空き家は6件でございます。

このうち解体撤去されたものが確か2件ございまして、あと4件につきましては定期的に手入れをしている庭とか建物の中、空気を抜いたりとか、そういった手入れをされているというような確認が取れたものとして挙げさせていただいております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 これも先ほどの答弁の続きですが、引き続き所有者に対して文書を送付するという対応をしているというのが何件かあるとありました。

これは文書を送付するというのは、送付をして返事がないからまた送付するというのか、送付するのにまだできてないのか、要は、その実態調査というのは平成28年にやっているのですよね。もう3年経っているのですけど、文書を送付するなどの対応中が8件、この8件に3年かかるのかなと思うのですけど、これはどういうことでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまの質問にお答えいたします。

このD判定の8件につきましては、全て所有者は特定できているものの、なかなかお返事がいただけない、こういった方々の対応状況となっております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまは現状をお答えいただきました。

では、今後の対策についてお聞きします。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 今後の対策につきましては、特にご紹介のありました8件につきましては、文書を何度も、少なくとも2回、3回と送付してきた経緯がございますが、具体的には現地、所有者のお宅に赴いて少しお話をするとか、そういった対応も必要かなと考えております。

また、今年からの取り組みとしまして、除却に対する経費の一部、こういったものの補助制度、これを実施しております。

これにつきましても、所有者等に送付する指導文書、指導助言文書、これにはそれらの紹介のパンフレット、こういったものを同封するなりして、なるべく早く解決できるような形で進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 平成28年度に実施した空き家の実態調査において、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高いとされるのがD判定。これが14件と答弁されました。

平成28年にそう判定されたのですね。緊急度が極めて高い。3年経つのですけど、その3年間の間、近隣住民というのは、いつ倒壊するのか、危険が切迫しているとありますけど、その危険と3年間、近隣住民は生活しているのではないかと思うのですけど、その3年というのはどうですか、対応のスピードとしてどうなのでしょうかね。

ちょっとその辺が、緊急度が極めて高いと言いながら、その意味をきちんと理解しているのかと、ちょっとその辺を疑いたくなります。

その対応が遅いと言うよりも、それは住民感情、住民の痛みを感じるというか、遅いと言うよりも鈍いと言ったほうがいいのかもかもしれません。

住民の安全、安心な暮らしを守る、それが行政に携わる者の責務であると思います。その自覚と責任を再度ここで促しておきたいと思います。

またD判定の14件ですけど、一部は対応済みのものもあると答弁ありましたが、この空き家対策特別措置法の中では、特定空き家の認定というのがございます。その定義と、町内においてその認定の実績はあるのか、それをお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまの質問にお答えいたします。

特定空き家として認定してはございません。ただ、D判定の建物につきましても、倒壊しそうな建物につきましては、こちらから壊すようにというような言い方はなかなかできないのですが、D判定の中でも危険が迫っている部分につきましては、そのような状況ですよっていうような形でお話しさせていただいて撤去していただいたりしています。

また、D判定の中でも飛散とかそういった危険性は秘めているものの、倒壊まではすぐには見受けられないと我々が現場を見て判断したものについては、所有者の方に何度か送付させていただいて対応をしているというようなところでございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 空き家対策特別措置法の中で規定のある特定空き家というのは、以下の4項目のうち一つでも当てはまる場合に指定されるとあります。

一つ目、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態。二つ目、著しく衛生上有害となる恐れのある状態。三つ目、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。四つ目、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態となります。このうち、一つでも当てはまる場合に特定空き家と指定されるようになります。

これは何かというと、特定空き家に指定されてしまうと土地にかかる固定資産税の優遇措置が適用されなくなるということですね。税額が一気に6倍になると。所有者にとっても大きなデメリットになるということでもあります。

その特定空き家に認定といっても、今すぐにどうこうできるわけではありませんよね。固定資産税の扱いは1月1日現在とありますから、年内に通知を出しても、すぐというわけではあり

ませんが、しかし、この特定空き家に認定になりますよ、なったらこうですよという通知を出せば相手方からも積極的な反応があるのではないかと思うのです。

そういう消極的な立場ではなくて、積極的に反応が返ってくるような、せっかくこういう法律もできたわけですから、もっと有効に使って取り組んでいただきたいと思います。

どうも、先ほどから答弁を聞いていますと消極的な態度、後ろ向きの検討に聞こえるのですが、岬町では平成26年度に岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例というのが施行されました。

こういう条例が施行されたからやむなく、仕方なく取り組んでいるというように見えるのですが、いやいやでやっているのではないと思うのですが、そうでないのであれば、もう少し積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思うのです。

先ほど、寺田理事からの話がありましたけど、その実態調査は企画でやりましたと。なので、庁内の課の壁を越えてなかなかできないところもあるのかもしれませんが、特にD判定の危険家屋などについては早急な対応をしてほしいというように、これは強く求めておきます。

次に、空き地管理について、その現状と今後の対策はどうなっていますか、お聞きします。

○奥野 学議長 しあわせ創造部理事、今坂嘉文君。

○今坂しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

空き地所有者の管理につきましては、本来、個人財産は所有者の方の自己の責任において管理不全な状態にならないよう管理する義務があります。しかし、適正に管理されていない事例が多いのが実情でございます。

適正に管理されていない空き地につきましては、近隣住民からの情報提供や自治区長から適正管理を求めるといった要望をいただいております。

このような場合には、岬町空き家及び空き地の適正管理及び有効活用に関する条例に基づき現地調査を行い、草刈りや樹木の伐採などの措置を所有者または管理者に対し文書により通知を行っているところです。

文書により助言、指導した件数につきましては、平成28年度で95件、平成29年度で100件、平成30年度で107件となっております。

通知後に草刈りや樹木の伐採など、所有者が適正な措置を行われた件数は、平成28年度で27件、平成29年度で47件、平成30年度で31件であります。

しかし、対応していただかず再度近隣住民や自治区長より要望いただいた場合には、現場の確認を行った上で、再度、文書により所有者に適正な管理を促している状況であります。

今後、定期的な現場確認を実施するなどフォロー体制を強化し、所有者に粘り強く指導を行うとともに、近隣住民や自治区長の皆様と連携しながら生活環境の保全に努めてまいります。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 年度別に指導助言の件数の報告がありました。

また、その指導助言を行った後、所有者、管理者が措置を行った件数の報告がありました。その後の残りについてはどうなっているのでしょうか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部理事、今坂嘉文君。

○今坂しあわせ創造部理事 残りの件数ですけれども、平成28年度現在の通知完了件数が31件でございました。通知複数回以上が、通知が2回以上が5件、平成29年度では通知2回以上が12件、平成30年度通知2回以上が17件となっておりますけれども、最終確認ができていない状況でございますので、最後に申し上げましたように、今後、現場確認を強化して対策に努めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 あと、対応の措置を、やっていない所有者が残っているのですね。

ここで思うのは、今の指導助言をしたというのは、その情報提供というのは住民からの情報提供なのです。住民からの情報提供と言うと聞こえはいいですが、これは苦情ですね、要は、何とかしてくれという。

これは近隣の住民が困っているということですよ。その近隣住民からの苦情が入ったということは、その人たちはその現状を何とかしてほしいという願いで役場に来ているわけですよ。

この人たちは役場から所有者に通知を出してほしいと願っているのではないのですよ。目の前にある困り事を解決してほしいわけです。通知を出すだけではないと思うのですよ。その辺をちょっと見てあげてほしいかなと思うのですよ。

自分に関係がないと思っているか知りませんが、住民が言ってきていることについてもっと真剣に取り組んであげてほしいと思うのです。

それ以上何かしようがないのですかね。何もしようがないのですか。失礼ですが、それともする気がないのか、そうになってしまうのか、答弁ください。

○奥野 学議長 しあわせ創造部理事、今坂嘉文君。

○今坂しあわせ創造部理事 現場につきましては、いろいろ所有地の草刈りの苦情とか、自治区でいろいろな問題を抱えておまして、臨時職員の草刈りを派遣する際に、過去の現場、苦情をいただいた、通知いただいた場所を確認するという方法も今後検討してまいりたいと考えておりま

す。

そういう意味で現場確認の強化、フォロー体制というものを今後構築していきたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 答弁の中で、今後、定期的な現場確認を実施するとありました。誰がするのですか、誰がしに行くのですか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部理事、今坂嘉文君。

○今坂しあわせ創造部理事 職員等でやっていきます。正職員はもちろん、臨時職員も含めてフォロー体制を構築していきたいと考えています。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 あと、フォロー体制の強化とありました。フォロー体制の強化、具体的に何をやるのですか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部理事、今坂嘉文君。

○今坂しあわせ創造部理事 フォロー体制の強化につきましては、もちろん条例に基づいた命令等、いろいろ回数、期間を設けまして、実施する時期を明確にするものと、あと自治区長等との連携を密に取っていききたいと考えています。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 要は、実際に行動してあげてください。住民の困り事を解決してあげてください。

ここできれいな答弁してくれますけど、そんなきれいごとはいいのですよ。住民が困っていることを何とかしてあげてください。それを思うのです。お願いします。

次の質問に移ります。

私の住む淡輪16区では、自治区で担当を決めて空き地、空き家の管理をしています。所有者が遠隔地に住む空き地については、梅雨明け時と秋の年2回、除草の連絡、また代行業者のあっせんなどをしております。

空き家については、何か異変があればその都度連絡をするようにしています。おかげで、空き地の雑草などの苦情はほとんどありません。

聞けば、ほかの自治区にも同様の対策を実施している地区もあると聞いております。

そこでお聞きします。町として、このように空き家、空き地の所有者に管理を代行する事業者を紹介する制度などはないのかお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、平成31年3月に一般社団法人岬町シルバー人材センターとの間で、空き家等の適正管理に関する協定を締結いたしております。この協定に基づき、町が町内にある空き家や空き地の所有者から管理業務の相談を受けたときは、所有者と一般社団法人岬町シルバー人材センターとの契約が円滑に締結できるよう取り次ぎを行うこととしております。

また、固定資産税の納付書にお知らせ文書を同封するとともに、町の広報誌やホームページ等で一般社団法人岬町シルバー人材センターが行う業務の紹介を行っております。

このような取り組みを推進することで、本町と一般社団法人岬町シルバー人材センターが相互に連携協力し、町内の空き家等の適正管理を進め、管理不全な状態となることを防止し、生活環境の保全と安全で安心なまちづくりの実現を目指しております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 シルバー人材センターと岬町の間で協定を結んだと、空き家などの適正管理の協定を結んだと。

そのことは今回初めて聞きました、知りました。ぜひ、広く周知すべきだと思います。町内でもまだ知らない人が多いのかなと思います。

それで、岬町とシルバー人材センターの間でそういう空き家、空き地の管理を代行しますよと、そういう協定を結んだということを広く紹介してほしい。岬だよりもまず載せてほしいと思います。

それから、今回、協定を初めて知ったので、その協定書というのを初めて読みました。

その中にこういう項目がありました。町広報紙、ホームページ、その他の広報媒体によりシルバー人材センターが行う空き家管理業務の周知に努めるとありました。

周知に努める、町内の人には空き家、空き地の所有者には岬だよりもいいのかもしれませんが。町外の方、遠隔地の方に知らしめる絶好の機会として、固定資産税の納付書というのがあるのですよね。それに同封してはどうかと思うのです。

聞くとところによると、それも空き家バンクと同じように書類と一緒に入っていると聞いています。でも、これは書類の一部であって、少ないのですよね、シルバー人材センターの紹介が。何をしているのかわかりません。人材センターに行ったら、こんないいチラシをつくっていました。これを見たら、内容とか料金体系皆入っています。これ見たら、頼もうかなとなると思うのですね。

岬だよりもPRする、固定資産税納付書にこれを同封するというのを提案したいと思うのです

けど、どうでしょうか。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど、協定書の内容をご紹介いただきましたが、町の役割としましては、町の広報誌、ホームページ、その他広報媒体により空き家等管理業務の周知に努めるということになっておりまして、紹介いただきました内容、協定につきましてはホームページに掲載させていただいております。

また、8月号の広報誌で、協定また業務の内容を周知したいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 パンフレットは。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 申しわけございません。固定資産税の納付書の件ですが、現在、先ほどご紹介いただきました空き家バンク制度など、両面印刷した書類を入れさせていただいておりますので、今後はシルバー人材センターが取り扱っております細かい業務の内容を書いた文書も入れていく方向で検討させていただきます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 予算が絡むのだらうと思いますけど、ぜひ予算をつけて、町内外に周知を徹底していただきたいと思います。

この周知徹底、PRによりまして、管理代行してくれる業者があるということがわかれば、管理代行が進んでいけば、住民からの苦情も減少すると思うのですね。

近隣住民からの苦情が来る前に、こうなっているで、何とかしいよというので管理者が行くわけですね。だから、今まで後手後手に回っていた、住民からの苦情があつて初めて役場もわかつて対応するという後手に回るのが先手でできると思うのですよね。担当課としても、窓口の業務が多少は減少するかもしれません。何より、住民の生活環境がよくなると思うのです。これは、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして2点目、若者の町内流入定住促進策についてお聞きしたいと思います。

これは新聞記事によりますと、文部科学省が今年5月14日、2020年春から低所得世帯の大学生などを対象に支給する給付型奨学金について、現在、高校3年生の生徒からの予約申し込みを7月ごろから受け付けると明らかにしていると。

高校などで進学意欲を聞いた上で、日本学生支援機構が12月ごろ候補者を決定、既に大学に

通っている学生も来春までに対象者を決める。文科省によると、対象は住民税非課税世帯を基本とし、夫婦と子ども2人、うち1人は大学生の家庭の場合、年収270万円未満が目安。国公立大学の自宅生は年間約35万円、自宅外生は約80万円を支給する。私立大学は自宅生約46万円、自宅外生約91万円とありました。これは、いよいよ給付型の奨学金制度が実施されるという記事でございます。

しかし、現段階では返済が必要な貸与型奨学金がほとんどであります。これも日本学生支援機構によれば、平成26年度に同機構の奨学金を借りている大学生は、全体の38.7%にのぼると。しかも、その利用者は年々増加傾向にあると。もっと上がるのですね。これは平成26年度の数字ですから。

しかし、大学卒業後に就職しても、低収入などの事情から返済の負担が重く、3カ月以上返済が滞納している人は、平成26年度で約17万人にのぼります。そういう記事がございました。

こうした事情を背景に、若者の岬町内への流入、または定住促進を目的として、奨学金返済額の一部を助成する、いわば奨学金返済支援事業を導入している自治体があります。この事業の導入について、本町の考え方をお聞かせください。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

奨学金返済支援事業は、若年層の労働人口を域内に流入させ定住を促進することを目的として、貸与型奨学金利用者に対し、奨学金の返還額の一部を助成するもので、各市町村で実施されており、一定の効果を上げていると聞き及んでおります。

本町では、15歳から64歳までの生産年齢人口、特に若年層の流出が課題となっており、地方創生関連事業の一環として住宅取得費用や出産祝い金など、移住定住促進に係る各種給付事業を行っております。

また、これら給付事業につきましては、国の地方創生事業の補助対象外とされていることから、ふるさと納税での寄附金を活用しております。

ふるさと納税制度については、本年6月から新たな制度が施行されますが、謝礼品の取扱品目に制限が設けられたことにより、本町においては従前に比べ寄附金額の減少が見込まれております。

このような状況の中、新たな給付事業を導入するとなると、現行の給付事業の内容の見直しが必要となることから、十分な精査が必要であると考えられます。

奨学金返済支援事業は議員ご提案のとおり、若年層の域内定着に有効な施策と考えております

が、導入にあたっては他団体の状況や事業導入の効果を検証しながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この事業については、先進事例としまして大阪府大東市、ここでは平成29年10月からこの事業を実施していると。年々その申請者が増加していっていると。今のところ大東市内に住んでいる方の申請が多いとのことですが、市外の方からも問い合わせが増えてきていると。なので、市外からも流入する可能性があるということですね。

また、別の角度から、岐阜県大垣市では、2017年4月1日から大学生などの経済的負担の軽減及び消防団への積極的な加入促進を図るため、大垣市大学生等消防団員奨学金制度を実施したと。その結果、消防団員が増えたという話もございます。

若者の流入について、この奨学金支援制度というのはいいかもかもしれません。ただ、費用対効果も検討する必要があるかと思いますが、若者支援をするという立場、また定住促進という立場からもぜひ導入について検討をお願いしたいと思います。

次に、熱中症対策についてお聞きします。

岬町の未来を担う子どもたち、ここでは特に児童生徒に焦点を当ててお聞きします。

これも新聞記事によりますと、2018年7月、これは去年ですね、愛知県豊田市豊田市立小学校1年生の男子児童6歳が、近くの公園で行われた校外学習から戻った後、教室で意識不明となり、搬送先の病院で死亡したとありました。

最高気温35度以上が予想される高温注意情報が出ていたにもかかわらず中止しなかった当時の校長は、これまで校外学習で大きな問題は起きておらず、中止する判断はできなかったとして遺族に謝罪しましたが、失われた命は戻ってこないことは言うまでもありません。

その児童は、途中で疲れたと訴えていたそうです。悲惨な事故が起こりました。

また昨年、同じ年、東京都でも小金井市立小学校で水筒を忘れた男子児童に担任の教諭が水分を取らせなかったというので、市教委が嚴重注意したということが判明しているそうです。

全国では死亡事故まで発生しているのですが、岬町での児童生徒の熱中症の現状はいかがでしょうか。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、これまでの岬町におけます熱中症の報告件数についてご説明させていただきます。

平成26年度から平成30年度までの過去5年間で熱中症と診断された件数は、小学校では平

成29年度に1件ありました。中学校では0件となっております。

また、熱中症の疑い、目まいとか頭痛とか吐き気がするという申し出があった報告件数は、小学校では平成26年度は39件、平成27年度は27件、平成28年度は33件、平成29年度34件、平成30年度49件となっております。

中学校では、5年間での報告件数はゼロとなっております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 熱中症そのものの報告件数は余りないと、1件だけですね。疑う症状があるというのは、疑いがある症状が起こる環境があるということだと思えるのですよね。熱中症として搬送するまでいかないけれども、その環境があるということだと思います。

文科省からの通達があると思うのですが、そういうのは周知されているのでしょうか。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

熱中症の事故防止については、児童生徒を預かります教職員、指導者と教育委員会との連携が重要であると考えております。

毎年、文部科学省より熱中症事故の防止に関する通知があり、その通知をもとに各小学校、中学校への熱中事故防止のための適切な処置を講じるように通知をするとともに指導を行っております。

具体的には、気象庁の発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温、湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動中止や延期、見直し等、柔軟に対応を検討すること。

活動前、活動中、活動終了後には小まめに水分や塩分を補給し休憩をとるとともに、児童生徒等への健康観察など、健康管理を徹底すること。

熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分、塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。

学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や屋内での授業中においても発生しており、また体が暑さに慣れてない時期、それほど高くない気温でも、湿度等、その他の条件により発生していることに留意することとされております。

具体的な対応としましては、室温については、平成30年度よりエアコンを稼働したことに伴いまして空調設備運用指針を作成し、室温を28度に保つように定めております。

体育授業等においては、気温31度になれば激しい運動を避け、気温35度になれば運動を中

止することとしております。

スポーツ少年団等の各種事業団体につきましては、町民体育館及び町内の各小学校の体育館におきましては、利用者に対し熱中症に対する注意喚起の張り紙を設置して、その周知に努めるとともに、各種団体の会議においても周知を行っております。

また、スポーツ少年団、総合型地域スポーツの関係者には、AED等の講習会にも参加していただき、熱中症対策・緊急時の対応を習得していただくなどの熱中症対策を講じているところであります。

熱中症は暑い季節には誰にでも起こる可能性があり、手当が遅れると重症化して命にかかわるケースもあるため、一層の意識啓発が重要であると考えております。

学校及びスポーツ団体の関係者には、熱中症予防運動指針を遵守し、児童生徒に異変を感じた場合には、自己判断することなく、すぐに救急車を要請するなど、児童生徒を守る体制を整えるよう指導するとともに、児童生徒に対しても、活動中に具合が悪くなった場合には、すぐに教員や指導者に申し出るよう、また放課後や休日、夏休み期間中においても、小まめな水分補給や休憩を取るよう指導するなど、周知徹底してまいります。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 上位からの通知、指導徹底があったということですが、私が今ここでこのことを取り上げるのは、今年になってスポーツ少年団の活動中に熱中症で倒れたことがあったのですね。それを聞いたので取り上げました。

その人は1日入院したと、担当医師によると、もう少し遅かったら大変なことになっていたと、命に及ぶ危険もあったというように聞きました。なので、このことを取り上げたのですが、今、上位機関の指導の中に、すぐに救急車を呼ぶとか、小まめに水分補給するとかというのがありました。それは、今回初めてですか。今までなかったのですか。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

熱中症予防については、先ほど答弁させてもらったとおり、文部科学省から毎年通知が来ております。その都度、その文書にあわせて指導を行い、子どもに対して異常等がないかどうか、日々監視するように指導しているところでございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 言いたいのは、その指導があったのに、それが徹底できていなかったのですね、現場で。そういう事案が起きてしまったということなのです。

岬町の将来を託す子どもたちを守るのが大人の、我々の責任であろうと思うのですよ。実際に起きてしまったのやね。だから、それを教訓にして、二度と起こさないような対策をとらないといけないと私は訴えているのですよ。

それを実際に現場で徹底しないといけないのですが、それをどうのように徹底していくのか。現場の人にそれを徹底する文書だけでいいのだろうか。その文書を出して、それが実際に学校現場でスポーツの活動中実際守られているのかというのを、それをどのようにして確認するのか。これは教育長にお聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 教育長、笠間光弘君。

○笠間教育長 議員ご指摘のとおり、熱中症は一つ間違えば命にかかわる、こういう大きな事例と思います。

幸いにして、5年間の実績というのですか、実績ではなく経過を見ていただいたわけですが、最近のこういう状況を聞いていただいてご指摘いただいたことで、再度、学校現場、そしてまた生涯学習の現場、いろいろなところでペーパーを渡すだけでなく、口頭で研修とか、そういうことにも参加いただく。

そして今回、温度計でブザーが鳴る温度計、一定の温度が過ぎたらいうことで、それに対応していきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○奥野 学議長 坂原正勝君。あと1分です。

○坂原正勝議員 この対策にはお金もかかると思うのですよ。今おっしゃった温度計、湿度計つける。一番いいのは、体育館にエアコンをつけるのが一番いいのですが、そうもいかないでしょうから、何かほかの代用できるもの、スポットクーラーとかで対応していただきたいと。

最後に、予算がということなので、少子高齢化が進むときだからこそ、子どもにその予算をつけてほしいと思うので、最後に町長、子どもたちのために予算を配分してほしいと思うのですが、その考えを聞かせてください。

○奥野 学議長 もう余り時間がないので手短かにお願いします。

町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。できるだけ議員の質問のように、熱中症対策に十分教育委員会等と図ってまいりたいと思います。

○坂原正勝議員 以上で、私の質問を終わります。

○奥野 学議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

再開は15時10分からとします。

(午後 2時55分 休憩)

(午後 3時10分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。それでは、私の一般質問を始めたいと思います。

まずは、町職員のための職場環境整備の提案についてです。2019年4月に働き方改革法案の一部が施行されました。主に長時間労働の是正、有給休暇取得の義務化、同一労働に対する同一賃金などの関連法案が挙げられますが、働き方改革の根本は、課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指すとされております。

これは、快適に仕事のできる環境を整備することで、より長く勤めていける状況を構築し、その経験を生かし、効果的、効率的に仕事の成果を上げていくことにつながると思います。

働き方関連法案にとどまらず、それ以前の環境整備もまた働く方にとって重要なことだと考えます。

今回は、私たちの岬町が円滑に機能していくために、働いている岬町職員における職場環境のハード面とソフト面の整備について質問していきたいと思います。

まず、ハード面について、この本庁舎の環境整備について質問したいと思います。

老朽化した本庁舎の整備は、建て替えを含めた検討のため、庁舎整備基本計画案の策定を今年度行おうと把握をしております。

いつ、この地域にも大地震や大震災が発生するか、それが明日、もしくは今、このときに起きてもおかしくはない状況の中、早急にこの問題は解決していかなければならない状況だと私も感じております。

たとえ策定された整備計画に沿って建て替えが実現したとしても、この間にも、この本庁舎で日々の業務をこなしている職員、また来庁者のために改善できるものは改善していく必要があると思うのですね。

ここ数年、季節を問わず蚊が多く発生していると聞いております。蚊の発生は、この庁舎の地

下からだとも聞いております。

刺すことのない種類であっても、直接、身体的に被害が出ていなくても、蚊が飛んでいては集中力が欠けてしまうこともあり、それが仕事効率の低下につながりかねないのではないのでしょうか。また、来庁者の方も刺されるのではないかと心配する方もいらっしゃると思います。

より快適に仕事をできる環境づくりのために、どのように対応されているのかお伺いしたいな、このように思います。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

庁舎内の蚊の発生につきまして、庁舎管理を所管する総務課に確認したところ、昨年、蚊の発生が多く、発生源は庁舎地下のトイレ付近で、集中的に清掃、薬品を投薬し対処したとのことで、現在は蚊の発生は抑制できており、今はほとんど見られておりません。

議員ご質問のとおり、蚊が頻繁に発生する環境下では、来庁される方や職員に対しても不快感を与えることにもなります。

これから梅雨時期を迎え、外部からの蚊の侵入も多くなりますが、総務課と連携しながら庁舎地下で蚊が繁殖しないよう地下の見守りや各課職員からの通報により、早め早めの対応を行い、よりよい職場環境の保全、改善に努めてまいりたいと思います。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ハード面の整備ができていないことにより、身体的、精神的な健康面が損なわれることも懸念されます。今後も早急な対応による改善をしていただきたいな、このように思います。

続きまして、ソフト面の環境整備についてお伺いしたいと思います。

仕事を続ける上で、精神状態を良好に保つことが最大の条件の一つと言えます。多くの企業では、長期休業者の3割から5割がメンタルヘルス不調によると言われている中、行政も等しく全ての職員に対してのメンタルヘルスカアの実践を行っていく必要があります。

精神疾患を抱えている人の病状の改善はとても難しく、休業してしまった場合は長期化し、復帰できなくなるケースも少なくはありません。

私自身、精神疾患を抱えている障がい者の雇用に携わっているのですごく実感しているところであります。

しかし、このような事態になってしまう前に、職場がその人の疾患を理解して、メンタルヘルスカアをきちんと行い、その人に合ったワークスタイルの提案や適した部署への異動などを速や

かに行うことで大切な人材を失うことを防ぐことができ、業務も円滑にすることができるのではないのでしょうか。

そこで、この5年間にメンタルヘルスを理由として長期休暇を取らざるを得なかった職員の延べ人数と、そのときの対応法についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 ご質問にお答えします。

過去5年間のメンタルヘルスを理由として1カ月以上の病気休暇を取得した職員は、延べ15人でございます。

そのときの対応としましては、所属長と本人からじっくり話を聞き、場合によっては主治医と人事担当の三者面談なども行い、産業医とも連携しながら問題解決、復職支援にあたってまいりました。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、過去5年間でメンタルヘルスが理由で病気休暇をされた方がいらっしゃる話が話されました。

今後、そういったことが起こらないようにするためには、原因が何であるかを一つひとつひもといて究明していくことと、そうならないためのしっかりした対策が必要だと思うのですね。

ここ数年、若い職員の退職が毎年見受けられております。これからの岬町行政を担っていく人材が、どのような理由であっても離れていくということは好ましくないように思うのです。

退職した若手職員の全てがこういったメンタルヘルスの不調によってとは限らないとは思いますが、しかし、何らかの仕事上での不安や悩みがあって岬町職員をやめる選択をしたのではないのでしょうか。

仕事上での人間関係は、業務を円滑に進める上で最も重要になってくると言えます。人と人の交流において、物事の感じ方や捉え方は人それぞれですね。現在、テレビなどでもしばしば取り上げられ注目されている職場内パワハラやセクハラ、セクシャルハラスメントの事件や紛争についても同様と思うのです。ハラスメントを行った側と受けた側では雲泥の意見や意識の差があります。

岬町において、そのようなことが起きないように対策がされているのか、現状と対策をお聞きしたいと思います。

職員のメンタルヘルスケアやハラスメントに関する現状と対策をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 ご質問にお答えします。

まず、メンタルヘルスケアに関するご質問ですが、近年、現代社会における過大なストレスがさまざまな心の病の原因の一つとなっており、公務員も例外ではありません。

本町でも職員のメンタルヘルス、こころの健康に関しては重要視すべき問題であると認識しております。

町のホームページの保健センターサイトには、議員提案によるこころの体温計アプリを町民向けに導入しております。パソコンや携帯電話を利用して気軽にストレス度がチェックできるよう取り組みを行っており、職員にも利用を進めております。

また、定期健康診断にあわせて全雇用者にストレスチェックを行い、産業医との個人面談につなげ、職場での悩み事など早期発見、早期解決に努めているところでございます。

さらに、毎月2回、産業医、保健師を中心とした労働安全衛生委員会の職場巡回、健康相談を実施し、施設面、職員の健康面から職場環境の現状を把握し、職場環境の改善に努めております。

そのほかにも、メンタルヘルスケアに関する研修にも職員を積極的に参加させたりしていますが、このようなさまざまな対策をしているにしても、心の病の発症原因は複雑に絡み合い、多岐にわたり、例えば、職場だけではなく家庭の問題や人間関係等がストレスになり発症することもございます。

万が一メンタル疾患で病気休職者が出た場合、主治医、本人、人事担当の三者面談により原因と対策を協議し、本人の回復状況に応じて職場復帰リハビリテーションによる復職支援も行っております。

もちろん、復帰後も所属長と連携協議しながら超過勤務制限など業務負担の軽減に配慮し、病気の再発防止に努めているところでございます。

今後も、特にメンタルケアに関しましては、人事担当としましても、担当課と情報共有を密にし、職場での問題、職員の心身の不調の兆しなど、早期に察知し相談に乗るなど、病気発症の事前予防、事後ケアにも努めてまいります。

それから、ハラスメントに関する現状と対応ですが、職場のハラスメント対応の強化を柱とした女性活躍ハラスメント規制法がこの5月29日付で可決成立しました。

パワハラやセクハラ、妊娠出産をめぐるマタニティハラスメントに関し、行ってはならないことと明記され、特に今回成立した法律では、男女を問わずパワハラについて厚生労働省の労働局への相談件数が増加し、被害が深刻化したことから、要件を設け事業主に相談体制の整備など、

防止対策をとるよう義務づけられたところでございます。

本町において、今回の法改正を受け、改めて各課に対しハラスメント防止に向けての通知を出し、注意喚起を行ったところでございます。

今後もハラスメントを未然に防ぎ、さらに風通しのよい職場環境を確保できるよう、職員研修等に努めてまいります。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私は、職員のメンタルヘルスケアやハラスメントの防止について、管理職や人事担当職の方については、読んで字のごとく、管理や人事を取り扱う職であり、特に職員の少しの変化にもアンテナを張っていただいて、またケアし、マネジメントをしていく高い意識と柔軟な対応能力や知識などが必要不可欠なのではないのかなと思って、職員に対しての接し方であったり、不調が出ている職員に対しての対応など、その職員に合った方法で対処できるようにしていくべきだと考えますが、管理職や人事担当職を対象に、職員をケアし、マネジメントする高い意識や柔軟な対応能力、知識を高めて共有できるようなメンタルヘルスケアやハラスメント防止のための研修や外部講師による講演、またはワークショップなどは行っているでしょうか。

また、ストレスチェックで、先ほど産業医との個人面談につなげたり、労働安全衛生委員会の職場巡回、健康相談を実施しているとのことですが、そこは人事担当が窓口となって産業医へつないでいるのでしょうか。

参考に、産業医へつないだ個人面談の数を教えていただきたいと思います。よろしく願います。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 ご質問にお答えします。

メンタルヘルスケア研修に関しましては、マッセOSAKAでの研修ではございますが、管理職向けのメンタルヘルスにおける管理職のリスク対策研修と、それから一般職向けのメンタルヘルスサポートケア研修を紹介し、積極的に職員を参加させてきたところです。

今後は、外部講師による講演なども取り入れていきたいと考えております。

産業医との連携に関しましては、今、産業医自身も町内で開業しておりますので、実際、面談するときに予約等を取らないといけませんので、人事担当で事務担当が窓口となっております。

産業医につないだ個人面談の件数ですが、去年で約10件程度でございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ぜひ、管理職とか人事担当の方に研修等を行っていただき、意識を共有していた

できればなと思います。

メンタル不調がこの職場内での、例えばハラスメントなどの悩みからによるものだった場合の職員が、人事などを通さずプライバシーが守られる外部機関など、悩みを安心して相談できる窓口などは設置しているのでしょうか。

設置している場合、その窓口があることを職員に十分な周知等はされて浸透しているのでしょうか。

一方、メンタル不調で休職した人にとって、職場復帰というのがすごく高い壁になるということは少なくないはずです。回復状況に応じた職場復帰リハビリテーションによる復職支援を行っているということを先ほどおっしゃいましたが、具体的にはどのようなリハビリテーションなのでしょうか。

また、休職中はもちろん、リハビリテーションを受けている間もしっかりとプライバシーが守られている体制は整っているのでしょうか、お聞かせください。よろしくお願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 ご質問にお答えします。

基本的な相談窓口というのは労働安全衛生課になるのですが、産業医、保健師、職員代表、人事担当で労働安全委員会を構成されておりまして、もちろん守秘義務がございます。プライバシーも保護されており、人事担当の職員間で情報共有することはありますが、職場での復帰支援が必要なときを除き、他の課の職員に不用意に相談内容等の情報が漏れることはございません。

それでも、人事担当や産業医を通したくないという場合は、共済組合のメンタルヘルス総合サービスというのがありまして、電話相談、または面接でのカウンセリングが受けられるのですが、職員からの問い合わせがあれば必要に応じて紹介しているような状況でございます。

それから、職場復帰リハビリテーションに関しましては、あくまで本人の希望と主治医の許可が大前提ということで、復職前、復帰前の1カ月前に行っております。

職場にスムーズに戻れるように担当課の協力も得て、本人の心身の状況に配慮しながら行っております。

例えば、一般事務職員の場合、いきなり病気休暇前の主担業務をフルタイムでさせるというのはかなり無理がありますので、リハビリ当初、最初は1時間から2時間程度の顔出し程度で、書類整理などの定型的な補助的な業務を一旦やってもらって、それに慣れてきたら、徐々に時間を延ばして職場の同僚とも連携しながら通常業務ができるようになるような心身の状態に近づけていくようなやり方でございます。

もちろん、担当原課と協議してリハビリ計画を策定して、本人、主治医、産業医の了解を得てから始めます。

それと、本人の体調に合わせてリハビリの時間を短縮したり、逆に延長したりして、柔軟に対応を行っているものでございます。

それから、個々の職員に関しては守秘義務等がありますので、もちろんリハビリ中とか、病気休暇中に対してもプライバシーは基本的には守られるような形になっております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 休業や退職をしてしまう前に、上司や人事、産業医や内部に相談しにくい内容であれば、外部機関などへも気軽に相談でき、休業や退職の選択以外を選べるような対応を検討できるように、また、その相談先が周知されて相談しにくいことでも話しやすい環境が整っていれば、長くこの岬町で活躍できる職員を育てていけるのではないのでしょうか。

岬町職員として、岬町行政を担っていく決意を固めた人材が、長く勤めていけるために、町としてハラスメントの防止とメンタルヘルスケア体制のさらなる強化に努めていただきたいな、このように思います。

最後に、岬町の発展のために働くことを志望して、機会があつて岬町職員として現在採用された職員が、町のために日々働いていただいております。

しかし、今日私がお話ししたようなメンタルヘルスの不調やハラスメントを初め、さまざまな要因で働く意欲が低下し、中には働くことが困難な状況に陥ってしまう人もいたことは事実になりましたが、そうならないために、今日私がお話ししているセーフティーネットをしっかりと整えていくことが必要です。

ですが、そもそも職員の全員が職場ではそういった働く意欲を低下させず、採用当初の面接で語られた志高い意識と働く意欲を維持したまま、定年まで岬町職員として職務を全うできるような組織づくりが一番の理想であると思います。

それができれば、私が今日お話ししたメンタルヘルスの不調やハラスメントの発生もかなり抑えられると思うのですね。

では、理想の職場環境をつくるにはどうしたらいいかということです。それには、岬町は一つのチームとして考え、同じ目的、目標を共有してまちづくりを目指すチームビルディングの手法が必要ではないかと考えます。

チームビルディングとは、仲間が思いを一つにして、一つのゴールに向かって進んでいける組織づくりのことです。

仲間が主体的に、自分らしさ、多様性を発揮しつつ、相互にかかわりながら一丸となって共通のゴールを達成しようとチャレンジする、そうした組織をつくるための取り組み全般のことであり、チームのコミュニケーションを円滑にしたり、チームメンバーの役割分担をしっかりと明確にしたりすることで、チームの目標達成に向けて、組織に一体感をつくり、生産性の高い組織づくりを目指すものとあります。

民間企業や団体ではもう既に浸透している手法であります。チームビルディングを取り入れることで四つ高められると、あるウェブサイトで書かれております。

一つは、心理的安全性です。心理的安全性がない状態では気軽に発言できません。また、違う発言を、意見を発言できなかつたり、発言したとしても上司から怒られるとかの状況がそういう状況です。自分の意見を気軽に発言できずにチームの総意に従わざるを得ない状況では、メンバー一人ひとりの能力を最大限発揮することは不可能です。

心理的安全性とは、チームメンバー一人ひとりが気兼ねなく発言でき、本来の自分が安心してさらけ出せると感じる状態や雰囲気の意味しています。心理的安全性がある状態では、自分の意見やアイデア、質問や感情などを気兼ねなく発言できます。自分のミスを認めたり、自分とは異なる意見であってもお互いに受け入れる土壌がある状態とも言え、深い話し合いやタフな議論を行うことができるとあります。

二つ目、相互の信頼性です。信頼できなければ相談はおろか、仕事も頼むこともできません。チーム内で前向きな協力関係を築くには、相互の信頼関係が前提になるはずで、仕事をやり遂げようとする意欲や能力を持っている仲間として、一緒に仕事をするメンバー同士が信頼し合っているという状態です。

そして三つ目、目標と計画の共有です。成功するチームでは、チームの皆が常にその目標に向かって頑張っているという意識が共有されています。全体の目標や計画、さらに個人のチームメンバーの目標や計画も共有され、共有意識が保たれていることが大切です。目標と計画が共通言語で共有されていれば、メンバーは誤った方向には進まずに済むということです。

そして、最後四つ目です。メンバーの一人ひとりが自分たちの仕事はよい影響力があると信じていることです。自分たちの仕事が町の貢献につながるものだと確信して取り組めることは仕事へのモチベーションを大きく高めることに直結するということですね。

このことから、チームビルディングは今日私がお話したテーマである職場環境整備の一丁一番地、言われると真ん中に位置するものであり、その外側にメンタルヘルスケアやハラスメント防止策などの整備があることが私は理想と考えているのです。

行政はよく縦割り組織で、個人の能力に頼るところがあると言われていたところがあります。日々状況が刻々と変化し続けている現在においては、個人よりもチームで共創していくことがより重要度を増していくと私は考えています。

よりよいまちにするために働く職員全員が高い志を維持して使命を全うできるような職場環境づくり、1人の中途退職者のない職場を目指すため、岬町にチームビルディングの手法を取り入れて組織改革を行うのはどうでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 ご質問にお答えします。

私たち公務員は、全体の奉仕者として住民サービスの向上を目標とし、公共の利益のために日々業務にあたっているところです。

この目標を達成するには、職員個々の力では限りがあり、組織力で事案に取り組む必要がございます。

また、組織力は常に強化を図る必要があり、組織力の強化には終点というものではなく、日々の取り組みの中でその強化を図ることが重要となってくると思います。

組織の要となる管理職のマネジメント能力のさらなる向上も重要な要素であり、この要が機能しなければ組織力が低下してしまいます。

今後も研修等の機会を活用し、管理職のさらなる能力向上に努めてまいります。

また、本町では町の重要政策の推進や課題の解決に取り組むため、組織改編を図るなど組織力の強化も行ってきました。組織の要となる管理職のもと、職員一人ひとりが高い志を持ち、個性、能力を発揮し、カバーし合いながら岬町をよりよい町にするという共通の目的を目指す、このようなチームビルディングの考え方も今後の参考にさせていただき、心かようぬくもりのまち“みさき”の職員として、職員間のきずなを深め、さらなる組織力の強化に努めてまいります。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ぜひ、チームビルディングの検討をお願いしたいなと思います。

あるウェブサイトでは、チームビルディングのメリットとして四つ書かれています。

一つは、コミュニケーションの活性化です。コミュニケーションがスムーズにすることで多くのチームが抱えているモチベーション、そしてメンタルヘルスの問題の改善が期待できます。

コミュニケーションの不全は人間関係の悪化を招きます。多くの労働者が上司との人間関係が合わないとか、同僚との人間関係がよくないと悩み、最悪の場合は退職に至る状況からしても、コミュニケーションの活性化は非常に有意義だと思います。

二つ目は、理念、ビジョンの浸透です。ビジョンを念頭に置き、皆で一つの目標に向かっていくという意識を持つことですね。チームの連帯感を高めることができます。社会への貢献感を感じながら仕事をするのがモチベーションアップにもつながると思います。

三つ目、モチベーションアップでよい状態にあるチームの空気感や雰囲気は、仕事へのモチベーションを支えます。チームで共通の目標を追いかけていくことで、よりよい成果につながったときの喜びや達成感という度合いが深まります。チームメンバーの高いモチベーションによって、どのようなビジネス環境下にあっても、強くてしなやかなチームであり続けることができるのです。

そして四つ目、アイデアの広がりです。建設的でディスカッションが増え、組織のイノベーションが起こりやすい、周りのセットも醸成されます。個人ではなし遂げなかったアイデアがチーム内の刺激や協力によって発動し、実現されていくのですと書かれています。

また、理想のチームをつくるためには、組織の上層部から、まず自分を変えることから始まることを知り、そして納得感のない目的、目標、手段には誰もついてこないということも知ることだと書かれています。

このことを参考にいただき、ぜひチームビルディングによる組織改革で職員全員が高いレベルで心と体を充実させた、健全で真つ当な町の発展を考えて仕事に取り組んでいただけることを願ってこの質問は終わります。

次に、地域が支える地産地消の循環型学校給食の提案についてです。

全国的に、現在見直しが進む学校給食、子どもの健全な成長には栄養豊富で新鮮な食材を使うことがとても大切です。現在、多くの自治体が学校給食の地産地消を取り入れて、自身の自治体の子育て世代へ向けての情報発信や地域外の子育て世代へ向けた転入促進策として、積極的に推し進めている自治体が多くあります。

子どものための教育や生活環境をととてもよく考えられてさまざまなことを先駆けて実施されている自治体ほど、子育て世代の転入促進が加速しているのは明らかで、私もそうですが、子どもを持つ世代にとって、どの自治体が自身の子どもの成長にとって少しでも社会整備や環境が整っていて有利かを、今では簡単にインターネットなどで情報を集めて調べられるので、その最適な地域に引っ越しを決められることが多く、ちょうど、子育て世代の多くが家を購入するというタイミングも重なっており、今、子育て政策が一番光り輝いている自治体を選び、そこへ家を購入するという流れが主流ではないかなと思うのですね。

子どものためなら、そして、子どもを第一に考えてと考える保護者が圧倒的に多い中、この岬

町も横並び政策ではなく、独自の価値ある子育て世代向けの政策を打って出ていかないと、若い世代の転入をもくろむ数多くの自治体間での競争に勝ち抜いていくことは困難に思います。

そんな中で、子どもの食育への関心が高い保護者も最近も多く、意識の高い自治体では、学校給食に注目し、地産地消による学校給食の率を上げるにはどうしたらいいのかと考えて、自給率を上げる取り組みをしているところがあります。

岬町ではどうでしょう。現在取り組んでいる給食の地産地消の現状についてお答え願います。よろしくお願います。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、教育委員会で取り組んでおります地産地消の現状についてお答えさせていただきます。

農林水産省では、地産地消は地域で生産された農産物を地域で消費するだけでなく、生産と消費を結びつけ、顔が見え、話ができる関係づくりを行う取り組みであるとうたわれております。

学校給食は、学校給食法に基づいて実施してきており、学校給食法では、栄養教諭は児童または生徒が健全な食生活をみずから営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこととされ、この指導を行うにあたっては、地域の産物を学校給食に活用すること。その他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業、または自然環境の恵沢に対する児童または生徒の理解の増進を図るよう努めるものするとされております。

この法の趣旨を踏まえまして、岬町の給食事業におきましては、食育の観点から地域の産物の活用に取り組んでいるところでございます。

具体的には、岬町産としましては干しシイタケや泉ダコ、泉州産としましてはキャベツやコマツナなどの葉物野菜、フキの水煮、大阪産としてはタケノコの水煮などの食材を取り入れております。

保存が効く干しシイタケ、タケノコの水煮は通年で月に二、三回程度の活用をしており、その他のものは旬の時期に活用しております。

その都度、献立表にその旨を表記して保護者の皆様に配布させていただいております。

学校給食は教育の一環であり、衛生的で安全であることは必要不可欠な条件であると考えており、安全安心な給食を提供するため、食材の仕入れ先を限定しております。

毎年、学校給食用物資選品会を開催し、給食で使用する物資について衛生的に安全で品質的にもすぐれた物資を選ぶため、製造工程や成分表の提出を納入業者に求めています。

主な納入業者としましては、公益財団法人大阪府学校給食会、商工会物資納入組合、岬町米穀小売組合となっております。

また、個人農家から野菜などを仕入れるとなりますと、農薬の基準等をクリアする必要がありますので、JA等を通じた仕入れということになると思います。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 教育委員会を通して、食育の観点からもできるだけ地産地消を進めるよう努力するという、学校給食法の意向により現在取り組んでいるとお聞きできました。

では、岬町の給食の現在の地産地消率というのは何%でしょうか。

また、教育委員会として地産地消率をできるだけ上げていきたいと考えています。もし上げたいとして、地産地消率を上げるにあたって、何が課題になっていると考えますか。お願いします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

岬町の学校給食におけます地産地消率ですけれども、先ほども答弁させていただきましたが、約月に2回程度、給食に取り入れているということで、昨年では給食回数190回ということで、率で言いますと12%ほどになります。

教育委員会としましても、先ほどの答弁で述べましたように、地産地消を進めていきたいと考えておりますけれども、幾つかの課題がございます。

まず一つは、子どもたちに学校給食を提供するためには、まず献立を作成しまして、2カ月前には献立を作成する必要があります。

それで決められた日に決められた数量を確実に納品していただかなければならないという制約があります。

数量で言いますと、例えばキャベツであれば約40キロ、小松菜であれば60キロ、タマネギであれば30キロ、ジャガイモであれば50キロが1回当たり必要になる納入量となります。

岬町で生産されます農産物は、品目、収穫量が少なく、大量調理に活用することが困難であることが、この地産地消を進めるにあたっての課題となっておりますけれども、決められた日に決められた数量の食材を納めていただくなどの条件を整えば、地元食材を積極的に学校給食に取り入れていきたいと考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、決められた数量を確実に納品すること、そして岬町の農産物は品目も収穫量も少なく、大量調理に活用することは困難であるということが課題とお聞きできました。

この課題を解消するためには、岬町の農家や漁師人口を増やす、一次産業を元気にする取り組みが必要ということになるのかなと思うのですね。

一方で、岬町は雇用や仕事の喪失で若い方の町外流出による高齢化が進み、今や町の人口に占める65歳以上の割合がもう既に40%近くなり、それに伴って遊休地、いわゆる耕作放棄地が急増しているという課題がございます。

そんな中で、今の岬町の農家の現状についてお答えいただければなと思います。お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 松尾議員のご質問にお答えいたします。

まず、耕作放棄地について少しご説明しますと、平成21年度に農林水産省が行った調査におきましては、耕作放棄地の発生原因といたしましては高齢化、労働力不足、地域内に引き受け手がない、また農作物の価格の低迷と収益の上がる作物がないなどが挙げられております。

この時点において、耕作放棄地はおよそ20年間でほぼ倍増したと言われており、本町の耕作放棄地はと言いますと、2015年農林業センサスによりましては、およそ58ヘクタールで町内全体の農地面積の27%となっております。

さて、本町の農家の現状についてご説明いたします。

町内の農家につきましては、そのほとんどが自給的農家で、割合にしますと農家全体のおよそ77%となります。

こうした中、農家集落の現状といたしましては、担い手となる予定であった子どもたちの多くは就職などをきっかけに町外に転居しており、農家集落に農地はあるが住んでいる者がいない、また、集落に残るのは親たちだけで高齢化が進んでいるという状況にあり、高齢化と労働力不足が耕作放棄地の増加要因となっております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、岬町の農家の現状と課題を述べていただきました。行政としましても、この現状を何とかしなくてはいけないと思っているはずですね。

学校給食の地産地消率を高めないといけない、取り組まないといけない事情、これも課題としましょう。

が、ある一方で、先ほど述べられた農業の衰退もまちにとって大きな課題であり、岬町の場合、供給が少ないということになりますよね。

だったら、その課題と課題同士を掛け合わせた事業を展開してはどうかと私は思うのです。

今回、私が提案するのがそこで、特に、これからの私たちの希望である岬町の子どもたちのた

めという大きな大義のもとで、給食の食材をつくる農家を募り、集約し、システム化する仕組みを、住民と行政がタッグを組み構築することでやってみたい、やらせてくれという人は必ずいると私は思うのですね。

学校給食における地産地消の取り組みの可能性について、町としてどう思いますでしょうか。お聞かせください。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 学校給食における地産地消による取り組みにより、農作物の需要が増加することにつきましては、町内の農家の生産意欲の向上につながるものと考えますが、さきの説明にもありましたとおり、給食で使用する物資につきましては、決められた日に決められた数量を確実にそろえられる必要があるとのことをございます。

自給的農家の多い本町では、こうしたところが課題と考えております。

増加する耕作放棄地の状況につきましては、町としましても深刻な問題として捉えており、現在、耕作放棄地の解消や農家の生産意欲の向上を目指すとともに、観光交流や地域振興を図るため、農と緑の活性化構想と農業公園基本構想の策定に向けて動き始めたところをございます。

これらの構想策定の中では、農林業における課題の解消につきましても十分に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 少し見方を変えたいと思います。

なぜ、岬町の農業が衰退してきたのか。結局、農業では食べていけないからがおおよその答えではなかったのかなと私は思っています。

岬町も昔は圃場がたくさんありましたね。農業で問題なく食べていけていたのであれば、ほかの県と同様、現在も農家が多いはずです。

昔の農業は農協へ卸して生計を立てるというスタイルがほとんどだったと思いますが、今は産直市場を初め、地産地消や、都市部では無農薬有機栽培野菜のニーズが高まるなど、多様化された社会の中で、農業を取り巻く環境が昔と比べて劇的に変化しています。

そんな中で、岬町においても産直市場のある道の駅ができましたね。産直市場ができて、道の駅へ出荷する方は増えているのではないかな、私は感覚的に思うのですが、ここで参考に、道の駅がオープンしてから今までの出荷される農家の推移を把握していれば結構です、教えてください。お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

道の駅の出荷者についてでございますが、平成29年度は49人、平成30年度は57人となっております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 やはり、売る場所ができれば生産意欲が上がるか、今まで農業を休業していた方が始めたり、また新たに始めようとする方が出てきているということがこの数字で確認ができました。

学校給食に関して、澤次長が話されたように、1日に必要な食材の量がとても多いですね。それが1年間需要がずっと続くわけですね。

先ほど、お二人が地産地消に向けて、決められた日に決められた数量を確実にそろえなければならぬことが課題であると言われました。私の考えとか発想はそれと逆なのですね。私はそれは課題とは思わなくて、むしろ歓迎することだと思います。

今までのように、つくるはいいけど、売れるかわからへんでは業として成り立ちませんでした。が、学校給食へという、言いかえれば、売り先が既に決まっている状態であれば、つくればつくほど対価として売り上げに変わり、農業をしたかったけれども売るところがないから業としてできなかったという方にとっては、二、三カ月先につくるものが都度スケジューリングされていて、売り上げの見通しが立てやすく、ある意味、よい作物をつくることだけに専念できるのですね。

これは、産直市場よりも売れる見通しが立っているという状態で、しっかりと事業計画どおり進められるということなのです。

ここで、一つ例を挙げたいと思います。

長野県では、各市町の学校給食の地産地消を食育の観点から推し進めており、岬町のように取り組む前の状態から地産地消の学校給食の体制が確立するまでの取り組みや仕組みづくりの経過を公開しているのですね。

そこには、これ長野県です。宮川村、大桑村、御代田町、岡谷市、中野市の5自治体がゼロから学校給食の地産地消を始めてからの経過が紹介されています。

その中でも、岬町の状態に近いと思われる岡谷市では、農地も少なく、地元農産物の導入は難しかったけれども、生産者の顔が見える安心安全な地元野菜を子どもたちに提供できるように、市内12校あるのですが、栄養士が連携して、ここから大事です、市教育委員会や市農林水産課、岬町でいえば産業観光課の協力を得て、市内から出荷希望者を募り、平成21年度から本格的な

取り組みが始まったとされています。

生産者と児童・生徒の交流や食育の効果も期待し、納入はできるだけ学校が所在する地元の生産者に担当してもらっているとのこと。

では、具体的にどうしていたかを言いますと、第一段階として、希望食材、使用したい時期、数量など、各校の地場産物利用の実態や希望を調査しました。

そして第二段階、市内の学校栄養士会として、学校が希望する食材等を集計して提供側へ提出する。これが後に、提供側で提供可能な食材を選出する資料となるのです。

第三段階では、市農林水産課の中の農業委員会の事務局を通じて、提供してくれる人、これは個人や団体を募ります。個人農家も含め農業にかかわる人全てが加入しました。

第四段階では、提供者が決定した後、学校と提供者で直接連絡を取り合い、詳細の打ち合わせをします。これは市担当者、学校、栄養職員打ち合わせ会議や出荷のルール、これは企画や納入方法、支払い方法、農薬の利用等を決められます。

そして、最後五段階では、地場産物の取り入れが実施されて給食で使用されています。

チェック機能としては、圃場の視察、これ年2回以上あって、栽培の日誌の提出が行われて、安心・安全を担保しています。

資料には図が載っており、各学校栄養教諭、学校栄養職員と地元生産者との関係の間に市農林水産課と教育総務課が市の立場に入っており、納入や支払い、発注のタイミングや次の週に収穫できる野菜について打ち合わせする日、ここでは毎週水曜日と決められているみたいです。学校からの注文に応じられない場合でも、生産者が学校に連絡することで、都度解決にあたっているとなっています。

全体を見てみると、大きな税金を使って大がかりなことを一切していませんし、大きな建物をつくったり、新たにハードをつくるなども一切行っていません。

これこそ、私がさきの質問で話しました、縦割り行政という殻を破って、縦横無尽に子どもの学校給食を地産地消で会議のもとでチームを結成し、学校や住民を巻き込み、これぞ民間と行政の連携、協働でソフトのみによって成功させているといってもよい例です。

そのほかにも、大阪府内によい例がありまして、それは箕面市です。ここにも学校給食の地産地消等を始めるためにできた民間組織の箕面市農業公社があります。

大まかな流れは、個人では管理できない遊休農地を公社が借り受けて、そこで地元農家と公社農場が協力して学校給食のための農作物を生産し、給食で使われて消費しています。

現在、公社では、市内生産農家51戸が登録されているようで、注目の地産地消率を見ると、

事業が始まった平成25年では、1カ月の給食の野菜総重量が11月で見ますと7,522キロあったのですが、その中、箕面産は1,284キログラムで、地産地消率は17.1%ですが、平成27年、2年後11月では33.4%を達成して、月によっていろいろ変動しますけれども、最高率では最近の平成30年7月の53.1%、そこまで高められているのですね。

しかし、それでもまだ50%台で、まだ後、倍の需要があり、伸びしろが見込んでいるのです。どうです、何もお金とか、町の税金がたくさんかかるとかにならないのですね。

これが、私がずっと言い続けている民間と行政が連携して、協働して、ソフトによって仕組みをつくるだけでこの先も回せる、持続可能な循環型事業です。循環型のまちづくりなのです。

ここで、最後の質問、農業の衰退を防ぎ、農家のうれしい活性化を図るため、我が岬町の子どもたちのための学校給食の地産地消率を上げる取り組みを始めませんか。よろしく願います。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

時間が余らないので簡潔にお願いいたします。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回のご質問を通じて考えてみますと、例えば本町の課題である担い手不足の現状に対しましては、農業委員会で担い手の育成という役割もございます。

本町の農業を考える上でも切り離せない関係があるかと思えます。

先ほども申しましたが、今年度、農業公園の基本構想を策定することとしておりますので、農に精通したコンサル等に地産地消の観点から担い手育成などについていろいろとご意見を聞いてみたいと思います。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 手短に最後締めくくりたいと思います。

少しずつからでもいいと思うと思うのです。やっていくこと、継続していくことで農家を増やしていける可能性と学校給食の地産地消を高められることが、この二つがこの取り組みによりやれるかもしれないのですよね。

大義が給食の食材をつくるということであれば、例えば、仕事を一度退かれた方を中心に、第二の人生として大義のために、なりわいとして始められる可能性も高いと私は思うのですね。

それは、つまり、私がよく言う、まちづくりのプレーヤーをつくり、育成することでもあると思うのです。ぜひ、前向きに検討していただければな、このように思ひまして、私の今回、次の題もありましたけど、次の題は持ち越しとさせていただきます。今回は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○奥野 学議長 松尾 匡君の質問が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、明日6月12日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。どうもご苦勞さまでございました。

(午後 4時09分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年6月11日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 道 工 晴 久

議 員 中 原 晶